

出港前報告制度の導入について  
(手引き)

2013年4月

財務省関税局

## 目次

1. はじめに.....	1
2. 背景.....	1
3. 出港前報告制度の概要について.....	1
(1) 報告対象貨物.....	1
(2) 報告義務者.....	2
(3) 報告期限.....	2
(4) 報告内容.....	2
(5) 報告方法.....	2
(6) 出港前報告の免除.....	3
(7) 事前通知.....	3
(8) 船卸許可申請.....	4
(9) 罰則.....	4
4. NACCSを使用した報告方法等について.....	5
(1) NACCSとは.....	5
(2) NACCSへの利用（接続）形態.....	5
(3) 申請者IDの発給.....	5
(4) 船会社等が行う積荷に関する事項（オーシャン（マスター）B/L積荷情報）の報告.....	5
(5) 利用運送事業者等が行う積荷に関する事項（ハウスB/L積荷情報）の報告.....	6
(6) 船会社等による船積港の出港日時（確定）の報告.....	7
(7) 不一致情報.....	7
(8) 税関からの事前通知.....	8
(9) 出港前報告制度により報告された積荷情報の内容を利用した入港前報告制度の報告用の積荷情報の作成.....	9
(10) 船卸許可申請.....	9
5. 施行日.....	9

## 別紙目次

別紙 1	出港前報告制度の概要	10
別紙 2	報告期限の緩和措置	12
別紙 3	報告項目	14
別紙 4	リスク分析結果の事前通知	16
別紙 5	NACCS利用（接続）形態	17
別紙 6	申請者IDの取得手順等イメージ図	19
別紙 7	NACCS業務フロー	20
別紙 8	出港前報告（AMR）業務入力項目表	22
別紙 9	受理不可品名	38
別紙 10	出港前報告ハウスB/L（AHR）業務入力項目表	39
別紙 11	出港日時報告（ATD）業務入力項目表	53
別紙 12	不一致情報出力項目表	55
別紙 13	不一致情報出力イメージ	59
別紙 14	事前通知出力項目表	60
別紙 15	事前通知（通知）出力イメージ	62
別紙 16	事前通知（解除）出力イメージ	63
別紙 17	船卸許可申請（DNC）業務入力項目表	64

## 1. はじめに

テロ対策等国際的な物流セキュリティ強化の観点から、税関において、より早い段階で海上コンテナ貨物に関する情報を入手することにより、これまで以上に水際における取締りを強化する必要があることから、平成 24 年度関税改正において、コンテナ貨物を積載して本邦に入港しようとする外国貿易船の運航者等及び当該貨物の荷送人に対し、当該外国貿易船が船積港を出港する前に、詳細な積荷情報を、電子的に税関に報告することを義務付ける出港前報告制度を導入することとしたところです。

## 2. 背景

- (1) 2001 年に発生した米国同時多発テロを契機とし、世界税関機構（WCO）は、「国際貿易の安全確保および円滑化のための WCO 基準の枠組み」（以下「基準の枠組み」という。）として、税関当局が国際貿易の安全確保及び円滑化の両立を推進するために国際的に実施すべき方策を取りまとめました。この「基準の枠組み」では、税関は海上コンテナ貨物に係る積荷情報を当該貨物の船積み前に電子的に入手すべきとされています。
- (2) 米国等の諸外国においては、当該国向けの海上コンテナ貨物を対象に、「基準の枠組み」において認められている最も早いタイミングである積出地における船積 24 時間前を報告期限として、その積荷に関する詳細情報を電子的に報告することを義務付けています。
- (3) 「基準の枠組み」や米国等の諸外国の制度と比較した場合、我が国の海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度は、①積荷情報の報告が入港前であり、報告から入港までが短時間であること、②混載貨物について詳細な品名や実際の荷受人等が不明なことが多いこと、③税関に報告される積荷情報が全て電子化されていないことから、報告のタイミング、報告内容及び報告方法について改善が必要となっていました。

## 3. 出港前報告制度の概要について

出港前報告制度は、我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として、当該コンテナの船積港を当該船舶が出港する前に、詳細な情報を電子的に報告することを義務付けるものです。具体的には次のとおりです。（別紙 1 「出港前報告制度の概要」参照）

### (1) 報告対象貨物

関税法第 15 条第 7 項及び第 8 項の規定に基づく出港前報告制度における報告対象貨物は、本邦に入港しようとする外国貿易船に積載するコンテナ貨物とします。ただし、次に掲げるコンテナ貨物は報告対象外とします。

- ・ 空のコンテナ
- ・ コンテナタイプが「プラットフォームコンテナ」
- ・ 本邦で船卸しをしない海上コンテナ貨物

## (2) 報告義務者

報告義務者は、次に掲げる者とします。

- A. 関税法第 15 条第 7 項の規定により、オーシャン（マスター）B/L を基にした積荷情報を把握しているコンテナ貨物を積載して我が国に入港しようとする外国貿易船の運航者等（以下「船会社等」という。）とします。
- B. 関税法第 15 条第 8 項及び関税法施行令第 12 条第 9 項の規定により、ハウス B/L を基にした積荷情報を把握している船会社等が行う運送を利用して貨物の運送を業として行う者であって当該船会社等と運送契約を締結する荷送人（以下「利用運送事業者等」という。）とします。

## (3) 報告期限

報告義務者及び税関の双方が把握・確認することができる出港日時を基準とした次に掲げる期限とします。

- A. 関税法施行令第 12 条第 7 項の規定により、上記 3 - (1) の報告対象貨物を船積みして本邦に入港しようとする外国貿易船が、当該貨物を船積みして船積港を出港する 24 時間前までとします。（ただし、下記 B の場合を除きます。）
- B. 関税法施行規則第 2 条の 2 第 4 項の規定により、同規則別表第 3（別紙 2「報告期限の緩和措置」参照）の「本邦以外の地域」を船積港とし、「本邦の地域」を第一到着港とする場合には、船積港を出港する時までとします。

## (4) 報告内容

出港前報告制度における積荷に関する事項の報告項目は、以下のとおりとします。

- A. 上記 3 - (2) - A に掲げる報告義務者である船会社等  
関税法施行令第 12 条第 8 項及び関税法施行規則第 2 条の 2 第 5 項の規定により、別紙 3「報告項目」の「オーシャン（マスター）B/L 積荷情報」の欄に掲げる積荷に関する事項を報告項目（必須項目）とします。
- B. 上記 3 - (2) - B に掲げる報告義務者である利用運送事業者等  
関税法施行令第 12 条第 10 項及び関税法施行規則第 2 条の 2 第 6 項の規定により、別紙 3「報告項目」の「ハウス B/L 積荷情報」の欄に掲げる積荷に関する事項を報告項目（必須項目）とします。

## (5) 報告方法

出港前報告制度における積荷に関する事項の報告は、関税法第 15 条第 9 項の規

定により、輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。下記4－（1）参照。）を使用して電子的に報告することを義務付けています。

ただし、電気通信回線の故障等によりNACCSを使用して電子的に報告することが困難な場合として税関が認めた場合には、書面等により報告を行う必要があります。

#### （6）出港前報告の免除

関税法施行令第12条第6項の規定により、暴風、豪雨、洪水、地震、津波、噴火その他自然現象の異変による災害及び火薬類の爆発その他の人為による異常な災害（武力紛争等）により、船積港の出港前に日本向け海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の報告を行うことが困難であると認められる場合には、当該積荷に関する事項の報告が免除されます。

なお、上記3－（5）ただし書きに規定する電気通信回線の故障等によりNACCSを使用して電子的に報告することが困難な場合については、書面等により報告を行う必要があります、報告は免除されません。

#### （7）事前通知

税関では、出港前報告制度により報告された積荷情報のリスク分析を実施した結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスクと判定し、関税法第106条の規定により本邦での船卸一時停止等の措置が必要な積荷については、原則として、報告から24時間以内に次に掲げる事前通知を行います。ただし、税関において、セキュリティに関する新たな情報を入手した場合には、報告から24時間を経過していても当該通知を行うこととしています。（別紙4「リスク分析結果の事前通知」参照）

なお、当該事前通知の後、事前通知の要件（事由）が解消された場合、税関では、速やかに当該事前通知の解除を行うこととしています。

##### A. コード「DNL」

船積24時間前までに税関へ報告される積荷情報について、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であると判断した場合、NACCSを通じて「DNL」のコードと本邦に持ち込むことができないハイリスク貨物である旨の通知内容を付した事前通知を行います。

##### B. コード「HLD」

税関において、報告された積荷情報のリスク評価を完了するために、追加の情報又は情報の訂正を要請する必要がある場合には、NACCSを通じて「HLD」のコードと具体的な要請内容を付した事前通知を行います。

##### C. コード「DNU」

本コードは、次に掲げる場合において、事前通知を行います。

- ・ 外国貿易船が船積港を出港した後において、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であることが判明した積荷については、NACCSを通じて「DNU」のコードと本邦入港時に当該積荷の船卸一時停止を行う旨の通知内容を付した事前通知を行います。
- ・ 上記Bの事前通知を行った積荷について、当該事前通知が解除されることなく、当該積荷を積載した外国貿易船が船積港を出港したことを税関が確認した場合には、当該外国貿易船が本邦に入港するまでの間に税関が要請した追加情報の報告又は情報の訂正が行われない限り、当該積荷の船卸一時停止を行う必要があることから、NACCSを通じて「DNU」のコードに切替えを行い、要請事項が履行されない場合には、船卸一時停止を行う旨の通知内容を付した事前通知を行います。

## (8) 船卸許可申請

次に掲げるとおり、報告期限までに積荷に関する事項の報告がなされなかった場合には、税関からNACCSを通じて「SPD」コードの事前通知を行うこととしています。(この場合、報告義務者は罰則の適用を受ける場合があります。)

また、当該事前通知が行われた積荷は、関税法第16条第3項の規定に基づき、税関の船卸許可を受けない限り、当該積荷の船卸しをしてはならないため、船卸しをしようとする者は、次に掲げる区分に応じて、船卸許可申請手続きを行う必要があります。

### A. 積荷に関する事項の報告が行われなかった場合

船卸しをしようとする者は、あらかじめ上記3-(5)に掲げる積荷に関する事項の報告を行った後、船卸しをしようとする港を管轄する税関に対して、船卸許可申請を行い、船卸許可を受けなければなりません。

### B. 積荷に関する事項の報告が報告期限を遅れた場合

船卸しをしようとする者は、船卸しをしようとする港を管轄する税関に対して、船卸許可申請を行い、船卸許可を受けなければなりません。

## (9) 罰則

船会社等又は利用運送事業者等が、関税法第15条第7項又は第8項に規定する積荷に関する事項について、報告期限までに報告がなされなかった場合、又は偽った報告をした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

また、関税法第16条第3項に規定による船卸しの許可を受けようとする者が、当該許可を受けることなく積荷の船卸しをした場合にも、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

#### 4. NACCSを使用した報告方法等について

##### (1) NACCSとは

輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）とは、入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステムであり、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「NACCSセンター」という。会社 HP: <http://www.naccs.jp/>）が運営しています。

出港前報告制度における積荷に関する事項の報告は、上記3-(5)で述べたとおり、このNACCSを使用して電子的に報告することを義務付けています。

##### (2) NACCSへの利用（接続）形態

出港前報告制度における積荷に関する事項の報告を行うためのNACCSとの接続方法については、別紙5「NACCS利用（接続）形態」に掲げるとおり、自社システムとのゲートウェイ接続、又はサービスプロバイダー経由による接続の場合があります。

※ なお、日本国内に事業所を有し、NACCSセンターと利用契約を締結している者であれば、NACCSセンターが提供するクライアントソフト（パッケージソフト）を使用して報告を行うことも可能です。

##### (3) 申請者IDの発給

サービスプロバイダー経由による接続により、出港前報告制度における積荷情報の報告を行う者は、NACCSセンターが提供する申請者ID発給システムから申請者IDをあらかじめ取得する必要があります。申請者IDの取得方法は、別紙6「申請者IDの取得手順等イメージ図」のとおりです。なお、詳細な取得方法については、Advance Filing Rules web site (<http://www.nacccenter.com/afr/indexj.html>) に掲載しています。また、申請者IDは同サイトから取得することができます。

##### (4) 船会社等が行う積荷に関する事項（オーシャン（マスター）B/L積荷情報）の報告

###### A. 積荷情報の登録

船会社等が行う積荷に関する事項の報告は、オーシャン（マスター）B/L単位ごとに、別紙7「NACCS業務フロー」に掲げる出港前報告（AMR）業務を利用して、報告期限までに登録を行う必要があります。

なお、本業務にあたっては、EDIFACT電文での報告を行うことを可能としております。

###### B. 入力項目

出港前報告（AMR）業務の入力項目表は、別紙8「出港前報告（AMR）業



務入力項目表」のとおりです。

#### C. 積荷情報の受理

上記Aで登録された積荷情報については、NACCSで入力要件チェックが行われ、処理結果（正常又はエラー）が報告者に通知されます。

なお、入力要件チェックでは、データの属性等の形式チェックのほか、品名欄に別紙9「受理不可品名」に掲げる品名が記載されていた場合には受理不可（処理結果エラーを通知）となります。（なお、別紙9に掲げる品名は例示であり、今後必要に応じて見直しを行うこととしております。）

#### D. 積荷情報の訂正等

NACCSで正常に受理されたオーシャン（マスター）B/L積荷情報の訂正等を行う場合には、出港前報告訂正（CMR）業務を利用して、必要な訂正等を行うことができます。ただし、B/L番号、船舶コード、航海番号、船会社コード、船積港コード及び船積港枝番の項目については訂正できません。

また、下記4－（6）に掲げる出港日時報告（ATD）業務実施後は、税関からの事前通知が行われている場合を除き、訂正・削除をすることができなくなります。

### （5）利用運送事業者等が行う積荷に関する事項（ハウスB/L積荷情報）の報告

#### A. 積荷情報の登録

利用運送事業者等が行う積荷に関する事項の報告は、ハウスB/L単位ごとに、別紙7「NACCS業務フロー」に掲げる出港前報告ハウスB/L（AHR）業務を利用して、報告期限までに登録を行う必要があります。

なお、本業務にあたっては、EDIFACT電文での報告を行うことを可能としております。

#### B. 入力項目

出港前報告ハウスB/L（AHR）業務の入力項目表は、別紙10「出港前報告ハウスB/L（AHR）業務入力項目表」のとおりです。

#### C. 積荷情報の受理

上記Aで登録された積荷情報については、NACCSで入力要件チェックが行われ、処理結果（正常又はエラー）が報告者に通知されます。

なお、入力要件チェックでは、データの属性等の形式チェックのほか、品名欄に別紙9「受理不可品名」に掲げる品名が記載されていた場合には受理不可（処理結果エラーを通知）となります。（なお、別紙9に掲げる品名は例示であり、今後必要に応じて見直しを行うこととしております。）

#### D. 積荷情報の訂正等

NACCSで正常に受理されたハウスB/L積荷情報の訂正等を行う場合には、出港前報告訂正ハウスB/L（CHR）業務を利用して、必要な訂正等を行

うことができます。ただし、ハウスB/L番号、マスターB/L番号、船舶コード、航海番号、船会社コード、船積港コード及び船積港枝番の項目については訂正できません。

また、下記4-(6)に掲げる出港日時報告(ATD)業務実施後は、税関からの事前通知が行われている場合を除き、訂正・削除をすることができなくなります。

## (6) 船会社等による船積港の出港日時(確定)の報告

### A. 船積港出港日時情報の登録

船会社等は、上記4-(4)又は(5)の積荷に関する事項の報告を行った貨物を船積みして出港した後、関税法第15条第1項の規定に基づく入港前の積荷に関する事項の報告(NACCSの積荷目録提出(DMF)業務)を行う時まで、出港日時報告(ATD)業務を利用して、船積港の出港日時(確定)の報告を行う必要があります。

### B. 入力項目

出港日時報告(ATD)業務の入力項目表は、別紙11「出港日時報告(ATD)業務入力項目表」のとおりです。

### C. 船積港出港日時情報の訂正

NACCSに登録した船積港出港日時情報の訂正を行う場合には、同じく出港日時報告(ATD)業務を利用して、必要な訂正を行うことができます。

## (7) 不一致情報

上記4-(4)及び(5)の積荷に関する事項の報告については、NACCSにおいて報告期限超過等の判定処理を実施し、報告者に不一致情報が配信されます。

### A. 通知種類

(a)報告期限超過が判明した場合の不一致情報

(b)出港前報告(AMR)業務による積荷情報が報告されているにも関わらず、出港前報告ハウスB/L(AHR)業務による積荷情報が未報告であることが判明した場合の不一致情報

(c)出港前報告ハウスB/L(AHR)業務による積荷情報が報告されているにも関わらず、出港前報告(AMR)業務による積荷情報が未報告であることが判明した場合の不一致情報

(d)関連付けされた出港前報告(AMR)業務により報告された積荷情報と出港前報告ハウスB/L(AHR)業務により報告された積荷情報で船舶コード等が一致しない場合の不一致情報

(e)積荷目録提出(DMF)業務による積荷情報が報告されているにも関わらず、出港前報告(AMR)業務による積荷情報が未報告であることが判明した場合

の不一致情報

(f)出港日時報告（ATD）業務が未登録であることが判明した場合の不一致情報

B. 配信時期

(a)上記 A-(a)から(d)に掲げる不一致情報は、出港日時報告（ATD）業務の実施を契機に判定処理を実施して配信を行います。

(b)上記 A-(e)から(f)に掲げる不一致情報は、積荷目録提出（DMF）業務の実施を契機に判定処理を実施して配信を行います。

C. 配信先

(a)上記 B-(a)に掲げる配信時期に配信される不一致情報は、出港日時報告（ATD）業務の報告者に対して配信されます。

(b)上記 B-(b)に掲げる配信時期に配信される不一致情報は、積荷目録提出（DMF）業務の報告者に対して配信されます。

D. 出力項目

不一致情報の出力項目は、別紙 12「不一致情報出力項目表」のとおりであり、出力イメージは、別紙 13「不一致情報出力イメージ」のとおりです。

(8) 税関からの事前通知

上記 3-(7)の税関からの事前通知に係る通知先や出力項目は以下のとおりです。

A. 通知種類

(a)DNLのコードを付した事前通知及びその解除通知

(b)HLDのコードを付した事前通知及びその解除通知

(c)DNUのコードを付した事前通知及びその解除通知

(d)SPDのコードを付した事前通知及びその解除通知

B. 通知先

(a)出港前報告（AMR）業務により報告された積荷情報に対する上記 A-(a)から(d)までに掲げる事前通知は、出港前報告（AMR）業務の報告者、当該報告の通知先欄に登録がある者及び積荷目録提出（DMF）業務の報告者に対して通知されます。

(b)出港前報告ハウスB/L（AHR）業務により報告された積荷情報に対する上記 A-(a)から(c)までに掲げる事前通知は、出港前報告ハウスB/L（AHR）業務の報告者、当該報告の通知先欄に登録がある者、関連付けされた出港前報告（AMR）業務による積荷情報の報告者（税関からの事前通知前に出港前報告（AMR）業務が実施済みの場合に限る。）及び積荷目録提出（DMF）業務の報告者に対して通知されます。

C. 出力項目

税関からの事前通知の出力項目は、別紙 14「事前通知出力項目表」のとおり

であり、出カイメージは、別紙 15「事前通知（通知）出カイメージ」及び別紙 16「事前通知（解除）出カイメージ」のとおりです。

#### **（9）出港前報告制度により報告された積荷情報の内容を利用した入港前報告制度の報告用の積荷情報の作成**

上記 4 - （4）の積荷に関する事項の報告を行った貨物について、関税法第 15 条第 1 項の規定に基づく入港前の積荷に関する事項の報告を行う場合には、次に掲げる業務を利用して、出港前報告制度により報告された積荷情報の内容を引用し、入港前報告制度の報告用の積荷情報を簡易に作成することができます。

##### **A. 本船利用会社単位で一括登録する場合**

入港前報告制度の報告用の積荷情報を作成するにあたり、積荷目録情報登録（一括）（MF I）業務を利用し、本船利用会社単位で出港前報告制度により報告された積荷情報の内容を引用して N A C C S へ一括登録することができます。

##### **B. B / L 単位で登録する場合**

入港前報告制度の報告用の積荷情報を作成するにあたり、積荷目録情報登録呼出し（MF R 1 1）業務を利用し、B / L 単位で出港前報告制度により報告された積荷情報の内容を引用して N A C C S へ登録することができます。

#### **（10）船卸許可申請**

##### **A. 船卸許可申請情報の登録**

N A C C S を使用して、関税法第 16 条第 3 項の規定による船卸しの許可を受けようとする場合には、別紙 7「N A C C S 業務フロー」に掲げる船卸許可申請（DNC）業務を利用して、船卸しをしようとする開港を管轄する税関に申請する必要があります。

##### **B. 入力項目**

船卸許可申請（DNC）業務の入力項目表は、別紙 17「船卸許可申請（DNC）業務入力項目表」のとおりです。

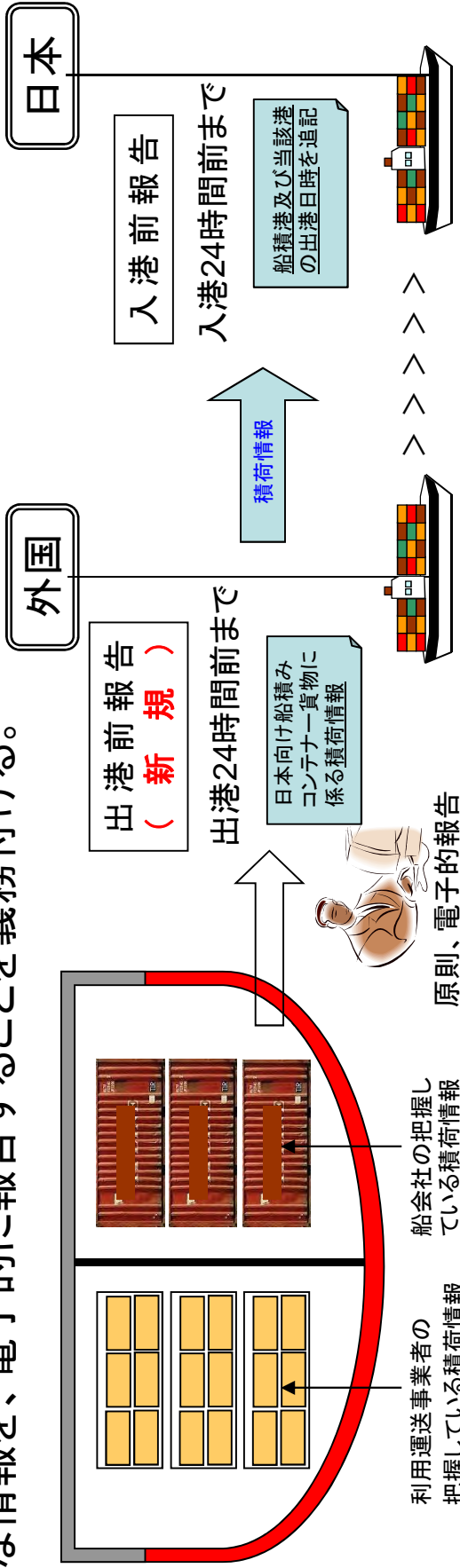
#### **5. 施行日**

本制度は、2014 年 3 月から施行予定です。

（以上）

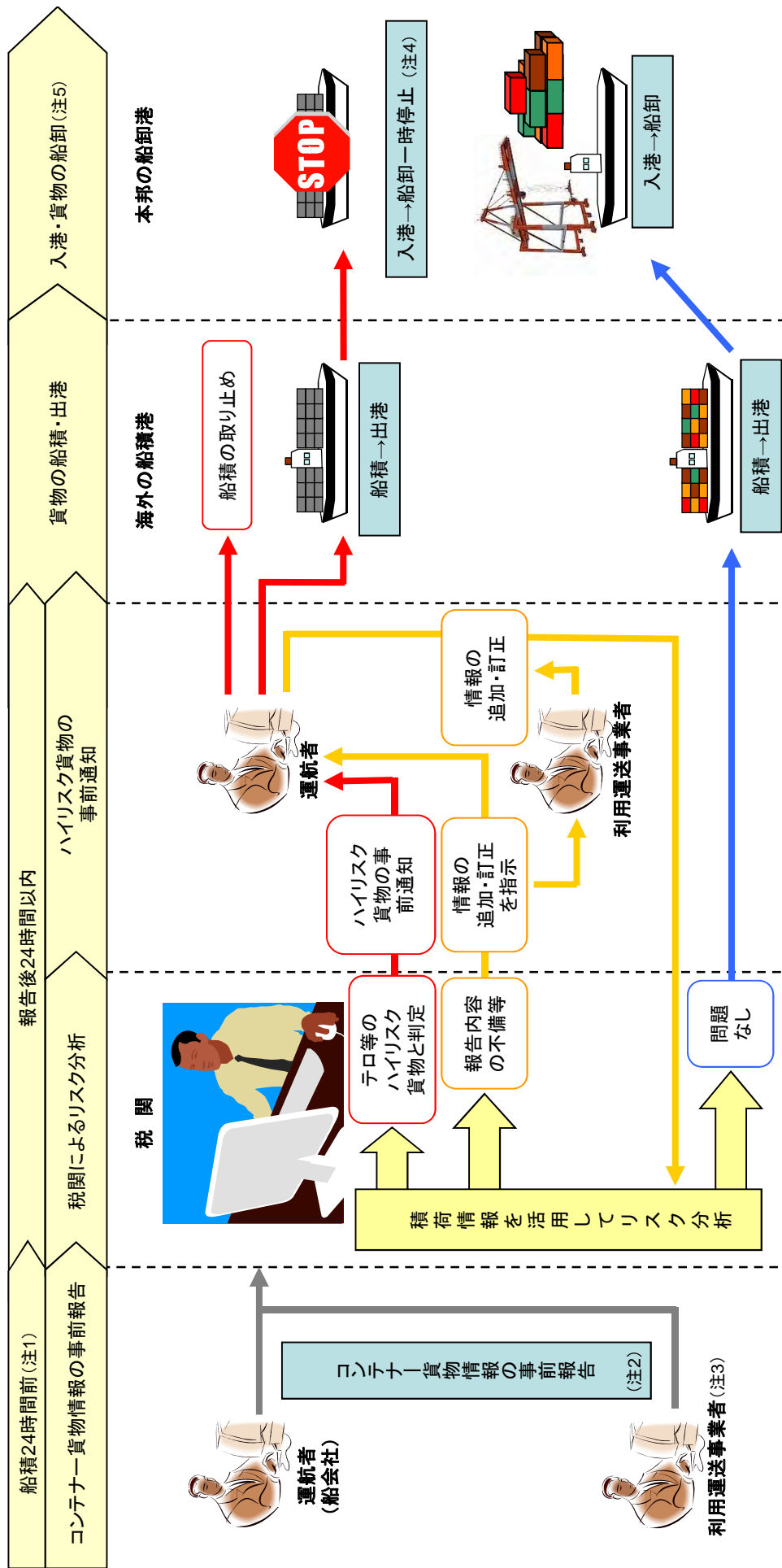
# 別紙1 出港前報告制度の概要

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナー貨物に係る積荷情報について、原則として当該コンテナー貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前に、詳細な情報を、電子的に報告することを義務付ける。



報告対象	我が国の港に入港する外国貿易船に積み込まれる海上コンテナー貨物 (注)ただし、空コンテナー及びプラットフォームのほか、導入当初においては我が国で船卸しない通過貨物を対象外とする。	
報告義務者及び内容	船会社	船会社が把握している積荷情報(オーション(マスター)B/Lを基にした積荷情報)
	利用運送事業者	利用運送事業者が把握している積荷情報(ハウスB/Lを基にした積荷情報)
報告方法(電子的報告を原則義務化)	NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)を活用した電子的報告	
報告期限	原則、外国の船積港を出港する24時間前までに報告 (注)ただし、韓国及び中国等の近隣諸国の港を船積港とする一定の範囲内の近海航路については、制度定着までの当面の間、報告期限を船積港における外国貿易船の出港時までとする。	
罰則	報告期限までに報告がなされない場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	

# ＜参考＞出港前報告制度の概念図



(注1) 出港前報告制度により報告された積荷情報のリスク分析の結果、テロ等のハイリスク貨物と判定した場合は、原則として報告から24時間以内に事前通知を行うことから、法令に規定する報告期限は出港の24時間前までであるもの、諸外国同様(船積24時間前までに税関へ報告することにより、船積み前までにハイリスク貨物の事前通知を受取ることが可能となり、当該通知を受けた貨物については船積みを取り止めることができる。

(注2) 輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) を活用した電子的報告を義務化。

(注3) 利用運送事業者 (Non Vessel Operating Common Carrier (NVOCC)) とは、自らは船舶の輸送手段を保有せず、運航者等のサービス (船舶輸送) を使って貨物を輸送する事業者。(注4) 検査体制を整備した後、厳重検査を実施。

(注5) 報告期限までに積荷情報の報告がなされた場合には、罰則の適用を受ける場合があるほか、当該報告がなされなかった積荷については、船卸しについては、税関の許可を受けなければならない。

## 別紙2\_\_報告期限の緩和措置

制度定着までの当面の間、下記表のとおり、外国貿易船が「本邦以外の地域」欄に該当する港で船積みして、最初に入港しようとする開港が「本邦の地域」欄に該当する場合、報告期限は船積港の出港時までとする。

本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)	本邦の地域	報告期限
東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域(中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条(外国とみなす地域)に定める地域(齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島。以下この表において同じ。)に限る。)	北海道	
東経百二十八度及び東経百五十二度の線並びに北緯三十四度及び北緯五十度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条に定める地域に限る。)	青森県、秋田県、山形県及び新潟県	
東経百三十三度及び東経百五十二度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	岩手県及び宮城県	
東経百四十五度及び東経百四十九度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	福島県及び茨城県	
東経百二十二度及び東経百四十度の線並びに北緯三十三度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域)に限り、東経百二十二度及び東経百二十七度の線並びに北緯三十七度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域を除く。)	富山県、石川県、福井県、京都府及び兵庫県(日本海に面する地域に限る。)	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度三十分及び北緯四十一度の線で囲まれた地域(大韓民国及び中華人民共和国の区域)に限り、東経百三十度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十八度及び北緯四十一度の線で囲まれた地域を除く。)	大阪府、兵庫県(瀬戸内海に面する地域に限る。)、及び和歌山県	船積港を出港する時
東経百十七度及び東経百四十度の線並びに北緯三十度三十分及び北緯四十六度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。)	鳥取県及び島根県	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度及び北緯四十二度の線で囲まれた地域(大韓民国及び中華人民共和国の区域)に限り、東経百十七度及び東経百二十二度の線並びに北緯三十度及び北緯三十分の線で囲まれた地域を除く。)	岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	
東経百十七度及び東経百三十五度の線並びに北緯二十六度及び北緯四十四度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。)	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く。)	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯十七度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国、台湾及びフィリピン共和国の区域に限る。)	鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県(石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町を除く。)	
東経百十四度及び東経百二十八度の線並びに北緯十五度及び北緯三十四度の線で囲まれた地域	沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町	

## 〈参考〉主要船積港別報告期限一覧

出港前報告制度において、下記主要船積港別報告期限一覧のとおり、韓国及び中国等の港を船積港とする一定の範囲内の近海航路については、制度定着までの当面の間、報告期限を船積港における外国貿易船の出港時までとする。

単位:h(時間)

海外の主要船積港	極東ロシア		韓国			中国				台湾		
	コルサコフ	ウラジオストク	釜山	浦項	仁川	新港(天津)	大連	青島	上海	香港	高雄	基隆
本邦第一到着港の地域												
北海道	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
青森県、秋田県、山形県、新潟県	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
岩手県、宮城県	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
福島県、茨城県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県(日本海側)	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
東京都、神奈川県、千葉県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
静岡県、愛知県、三重県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
鳥取県、島根県	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
和歌山県、大阪府、兵庫県(瀬戸内海側)	24h前	24h前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
徳島県、高知県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
岡山県、広島県、香川県、愛媛県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
宮崎県	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
鹿児島県	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
奄美群島	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前
先島諸島	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前

※ 網掛けの部分が、出港前報告制度において報告期限の緩和措置(出港前)を適用する航路。



## 別紙3\_\_報告項目①

出港前報告制度における積荷に関する事項の報告項目（必須項目）は、以下のとおりとする。

	出港前報告制度		（参考）入港前報告
	オーション（マスター）B/L積荷情報	ハウスB/L積荷情報	
1	荷送人名	荷送人名	荷送人名
	荷送人住所又は居所	荷送人住所又は居所	
	荷送人電話番号	荷送人電話番号	
	荷送人国名コード	荷送人国名コード	
2	荷受人名	荷受人名	荷受人名
	荷受人住所又は居所	荷受人住所又は居所	
	荷受人電話番号	荷受人電話番号	
	荷受人国名コード	荷受人国名コード	
3	着荷通知先名	着荷通知先名	着荷通知先名
	着荷通知先住所又は居所	着荷通知先住所又は居所	
	着荷通知先電話番号	着荷通知先電話番号	
	着荷通知先国名コード	着荷通知先国名コード	
4	品名	品名	品名
5	代表品目番号（HSコード（6桁））	代表品目番号（HSコード（6桁））	
6	個数・個数単位コード	個数・個数単位コード	個数・個数単位コード
7	総重量・重量単位コード	総重量・重量単位コード	総重量・重量単位コード
8	容積・容積単位コード	容積・容積単位コード	容積・容積単位コード
9	記号・番号	記号・番号	記号・番号
10	船会社コード	船会社コード	船会社コード

## 報告項目②

出港前報告制度		ハウスB/L積荷情報	(参考)入港前報告
オーシャン (マスター) B/L積荷情報	ハウスB/L積荷情報	ハウスB/L積荷情報	
11 船舶コード (信号符号)	船舶コード (信号符号)	船舶コード (信号符号)	船舶コード (信号符号)
12 航海番号	航海番号		
13 船積港コード	船積港コード	船積港コード	船積港コード
14 船積港の出港予定日時			船積港の出港確定日時 (注2)
15 仕出港コード	仕出港コード		
16 船卸港コード	船卸港コード	船卸港コード	船卸港コード
17 船卸港の入港予定年月日	船卸港の入港予定年月日		
18 荷渡地名	荷渡地名		
19 B/L番号	B/L番号 (マスター)	B/L番号 (マスター)	B/L番号
20	B/L番号 (ハウス)		
21 コンテナ番号	コンテナ番号	コンテナ番号	コンテナ番号
22 シール番号	シール番号		
23 空/実入りコンテナ表示	空/実入りコンテナ表示	空/実入りコンテナ表示	空/実入りコンテナ表示
24 コンテナサイズコード	コンテナサイズコード	コンテナサイズコード	コンテナサイズコード
25 コンテナタイプコード	コンテナタイプコード	コンテナタイプコード	コンテナタイプコード
26 コンテナ所有形態コード	コンテナ所有形態コード	コンテナ所有形態コード	コンテナ所有形態コード
27			コンテナオペレーション会社コード
28			コンテナ条約適用識別
29	IMDGクラス	IMDGクラス	
	国連番号	国連番号	
30 緩和措置対象地域識別			
31 マスターB/L識別 (注1)			

(注1) ハウスB/Lの有無を判別するためのコード  
(注2) 出港前報告制度導入後からの報告項目

## 別紙4\_\_リスク分析結果の事前通知

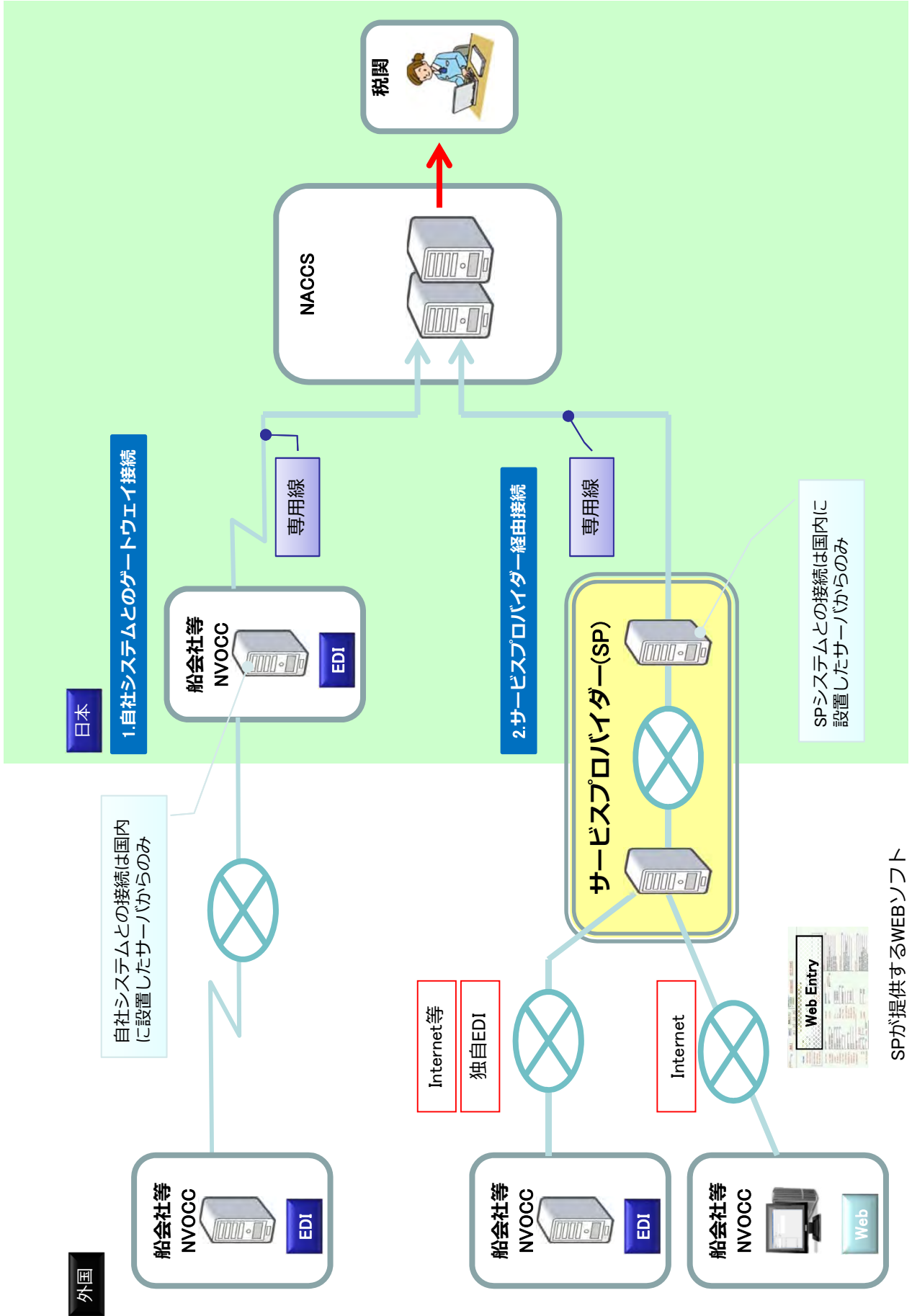
1. 出港前報告制度により報告された積荷情報のリスク分析を実施した結果、我が国のセキュリティ上、船卸一時停止等の措置が必要と判断した場合には、原則として報告から24時間以内に、次に掲げる事前通知を行う。  
なお、当該通知が行われた積荷について、追加情報の報告や情報の訂正が行われ、リスクの再評価を実施して問題が無いと判断した場合には、当該通知を解除する。

通知コード	事前通知の概要
DNL	船積24時間前までに税関へ報告される積荷情報について、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であると判断した場合、当該積荷の船積みを取り止めることができるようにするために行う事前通知
HLD	報告された積荷のリスク評価を完了するために、追加の情報又は情報の訂正を要請する必要がある場合に行う事前通知
DNU	外国貿易船が船積港を出港した後において、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であると判断した積荷について、本邦入港時に当該積荷の船卸一時停止を行う事前通知 船積港出港前に「HLD」のコードの事前通知が行われた積荷について、当該事前通知が解除されることなく、当該積荷を積載した外国貿易船が船積港を出港した場合に行う事前通知

2. 船積港出港24時間前（緩和措置対象地域の場合には出港前）までに積荷情報の報告がなされなかった場合には、税関より次に掲げる事前通知を行う。

通知コード	事前通知の概要
SPD	積荷情報の報告が行われなかった場合に行う事前通知 ※ 報告が行われなかった積荷情報の報告を行った上で、税関による船卸許可を受けなければならない。（また、罰則の適用を受ける場合がある。） 積荷情報の報告が報告期限を遅れた場合に行う事前通知 ※ 税関による船卸許可を受けなければならない。（また、罰則の適用を受ける場合がある。）

# 別紙5\_NACCS利用(接続)形態①



## 別紙5\_NACCS利用(接続)形態②

新たに導入される出港前報告制度においては、「海上コンテナ一貨物に係る積荷情報の報告は、電子情報処理組織を使用して行われなければならない」としている。ここでいう電子情報処理組織とは、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(NACCSセンター)が管理・運用する輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)のことであり、当該報告のためのNACCSとの接続方法については、以下の方法がある。

### 1. 自社システム(注1)とのゲートウェイ接続

報告義務者の自社システムとNACCSを直接接続して報告を行う方法であり、接続の方式については以下のいずれかとする。なお、接続方式の詳細については、「NACCS EDI仕様書」において定められている。

#### ① ゲートウェイ接続(SMTP/POP3方式)：

自社システムのゲートウェイサーバとNACCSのサーバを、ネットワーク・トランスポート層にTCP/IP、その上位層をSMTP/POP3により接続する方式。複数件の処理要求電文をまとめて送信可能であり、処理結果電文は一定時間後にNACCSのサーバに取りに行く(受信)必要がある。

#### ② ゲートウェイ接続(SMTP双方向)：

自社システムのゲートウェイサーバとNACCSのサーバを、ネットワーク・トランスポート層にTCP/IP、その上位層をSMTPにより接続する方式。インタラクティブ処理方式であり、1件ずつ処理要求電文の送信と処理結果電文の受信が行われる。

(注1) 自社システムとの接続については、自社システムのゲートウェイサーバが日本国内に設置されていることが条件であり、当該ゲートウェイサーバとNACCSのサーバとの接続については、NACCSセンターと利用契約を締結する必要がある。

### 2. サービスピロバイダを経由による接続

NACCSとの接続が認められたサービスピロバイダー(注2)が提供するサービスを利用して報告を行う方法であり、当該方法を利用して報告を行うとするとする報告義務者は、あらかじめ、「申請者ID」(注3)を取得することが必要となる。

(注2) NACCSとの接続が認められたサービスピロバイダーについては、

Advance Filing Rules web site (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>) において公表中。

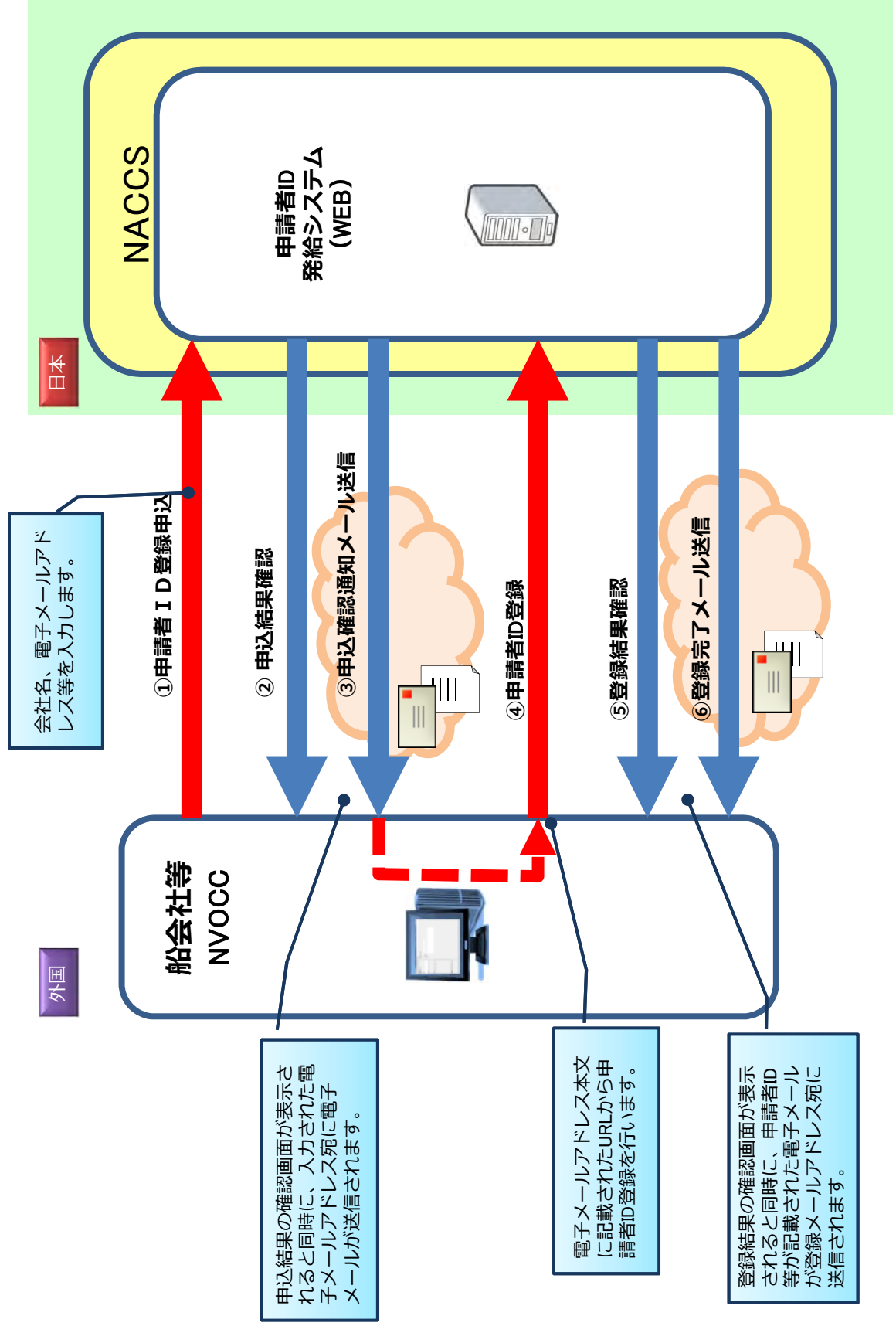
(注3) 「申請者ID」は、サービスピロバイダを経由で報告を行う場合に、「報告義務者」を特定するために必要となるコードである。当該コードの取得については、NACCSセンターがインターネット上で提供する「申請者ID発給システム」を利用して行う。なお、同システムによるサービス提供は、2013年の夏以降を予定している。

【※】サービスピロバイダーとNACCSとの接続については、前記1①、②に掲げるゲートウェイ接続方式を採用し、サービスピロバイダーのゲートウェイサーバが日本国内に設置されていることが条件となる。

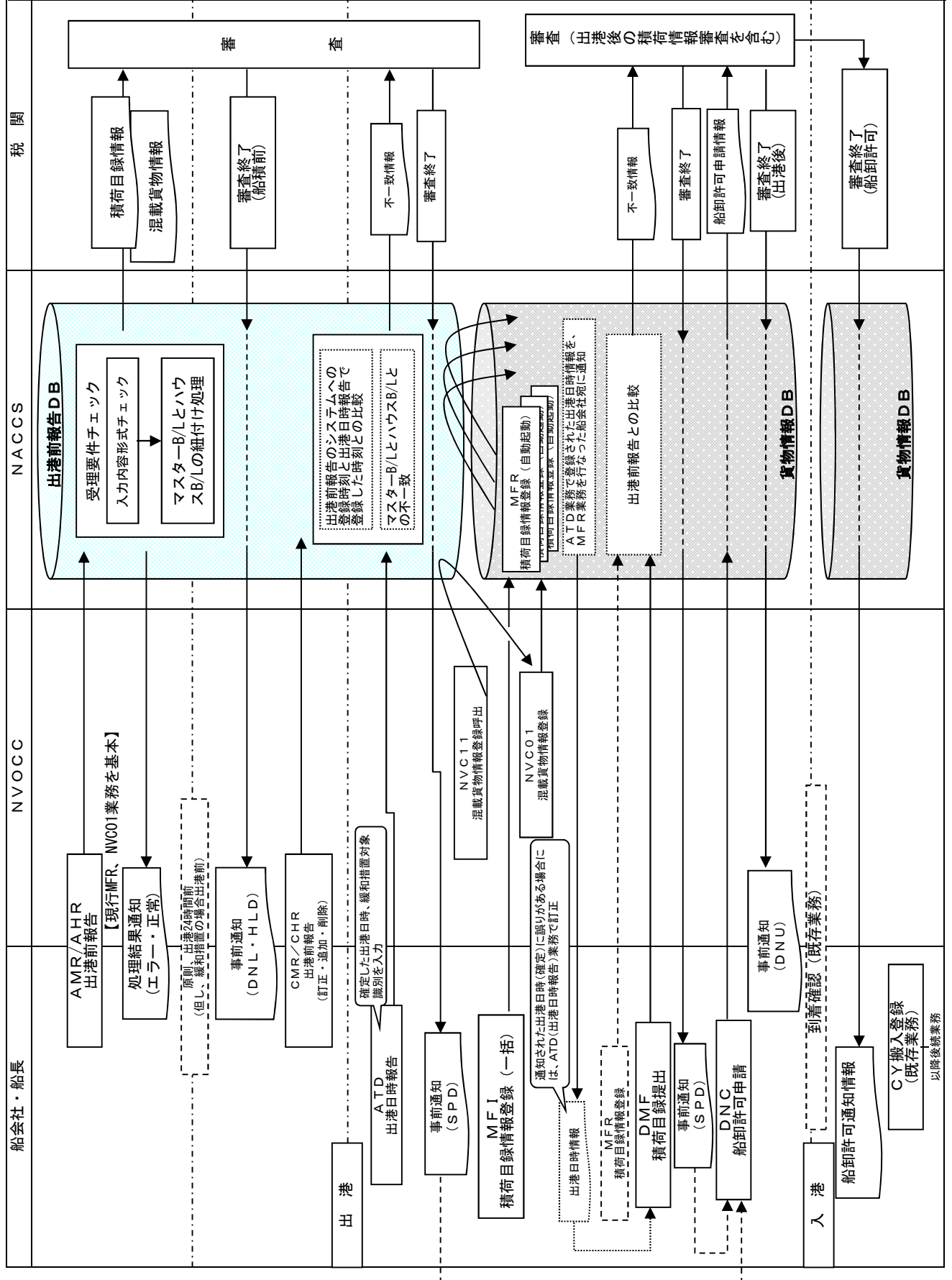
また、日本国内に事業所を有し、NACCSセンターと利用契約を締結している者であれば、NACCSセンターが提供するクラウドソフト(パッケージソフト)を使用して報告を行うことも可能である。

## 別紙6 申請者IDの取得手順等イメージ図

申請者IDを取得するには、WEBブラウザ及び電子メールアドレス等を使用し、以下①～⑥の手順で行います。



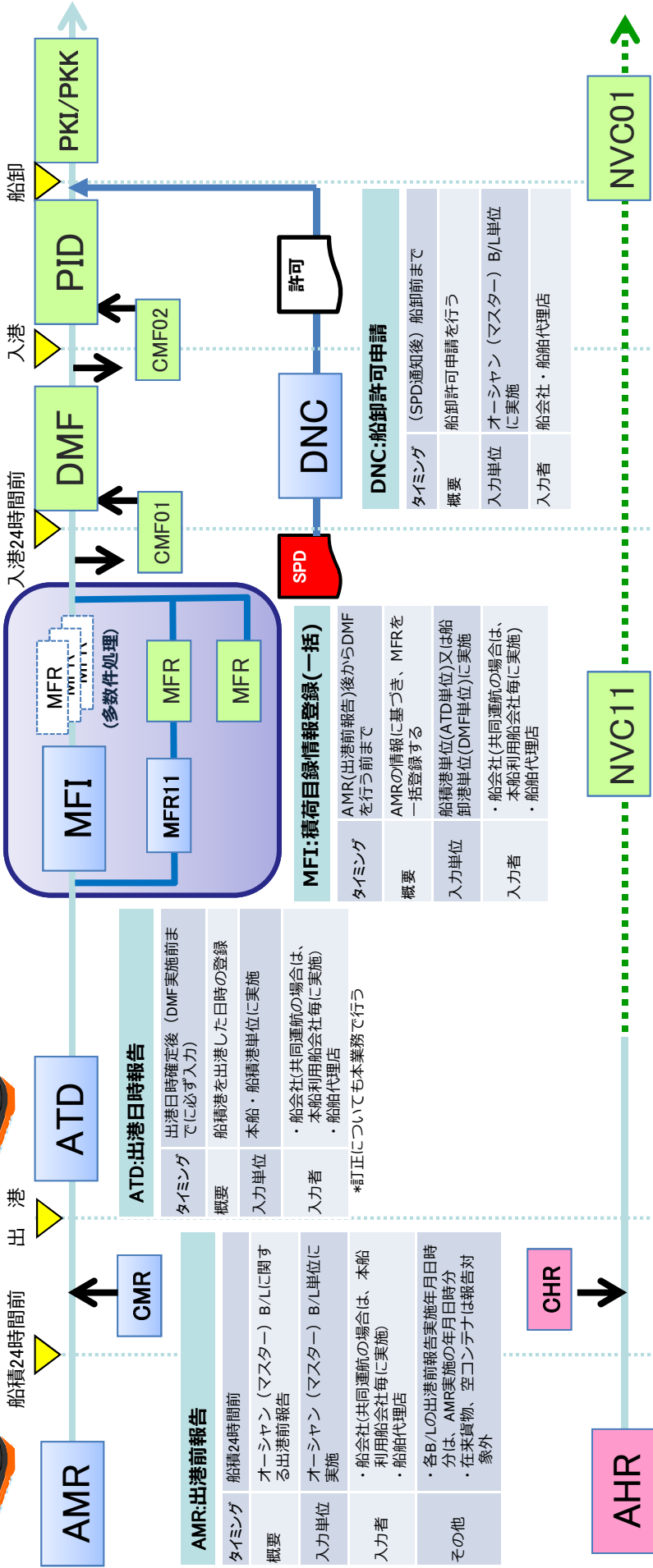
# 別紙7\_NACCS業務フロー①



# 別紙7\_\_NACCS業務フロー②

外国

日本



## 【積荷情報追加・訂正・削除の実施タイミング】

- 出港前報告 (AMR業務) で登録された積荷情報の訂正等は、原則、出港日時報告 (ATD業務) までに 出港前報告訂正 (CMR業務) で実施する。ATD業務実施後は、税関からのリスク分析結果等の事前通知 (DNL、DNU、HLD、SPD) がある場合のみCMR業務で実施可能
- 出港前報告 (ハウスB/L) (AHR業務) で登録された積荷情報の訂正等は、原則、出港日時報告 (ATD業務) までに 出港前報告訂正 (ハウスB/L) (CHR業務) で実施する。ATD業務実施後は、税関からのリスク分析結果等の事前通知 (DNL、DNU、HLD、SPD) がある場合のみCHR業務で実施可能



別紙8 「出港前報告（AMR）業務 入力項目表」

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>	業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
2	処理区分コード	M		「9」を入力する。
3	SPコード	C		入力不要 ※サービスプロバイダー業務を行う者が、サービスプロバイダーコード及びパスワードをNACCSSに向けて送信する。
4	船舶コード	M	信号符字（コールサイン）	(1) 船舶の信号符字（コールサイン）を入力する。 (2) 左詰めで入力する。
5	積載船名	F		(1) 「項番4」に入力した船舶コードがNACCSSに登録されている場合は、入力を要しない。 (2) 「項番4」に入力した船舶コードがNACCSSに登録されていない場合は、積載船名を必須入力とする。
6	船舶国籍コード	F	国名コード (業務コード集の国連LOCODE（国名コード含む）を参照)	(1) 「項番4」に入力した船舶コードがNACCSSに登録されている場合は、入力を要しない。 (2) 「項番4」に入力した船舶コードがNACCSSに登録されていない場合は、船舶国籍について、国名コード（国連LOCODEの国名コード2桁。以下同じ。）を必須入力とする。
7	航海番号	M		航海番号を入力する。
8	船会社コード	M		本船利用船会社単位にNACCSS用船会社コード（※）を入力する。 ※船会社に対してNACCSSセンターが払い出すコード
9	船積港コード	M	港コード (業務コード集の国連LOCODE（国名コードを含む）を参照)	(1) コンテナ貨物を日本に入港しようとする外国貿易船に船積みする港について、港コード（国連LOCODE 5桁）を入力する。なお、トランシップする場合、最初に日本向けに積出しした港（仕出港）は、「項番23」で入力すること。 (2) 該当する港コード（国連LOCODE 5桁）がNACCSSに登録されていない場合は、国名コード（2桁）の後に「ZZZ」を付したコードを入力する。
10	船積港名	F		(1) 「項番9」に入力した船積港コードがNACCSSに登録されている場合は、入力を要しない。 (2) 「項番9」に入力した船積港コードの下3桁を「ZZZ」と入力した場合は、船積港名を必須入力とする。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>	業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容																								
11	船積港枝番	C		<p>(1) 同一航海において同一の港に複数回寄港する場合は、枝番を入力する。</p> <p>(2) 同一航海において同一の港へ2回目に寄港する場合は、「1」を入力し、3回目に寄港する場合は、「2」を入力する。以降、順次「9」まで入力することができる。</p> <p>なお、寄港回数に対応する枝番と異なる枝番を入力することがないように留意すること。</p>																								
12	B/L番号	M		<p>(1) 以下の入力方法に従いB/L番号を入力する。</p> <p>(2) 「,」(カンマ)の入力は、「.」(ピリオド)で入力する。</p> <p>(入力方法)</p> <p>① 1桁目から4桁目 NACCS用船会社コードを入力する。なお、NACCS用船会社コードが3桁の場合は、4桁目に「-」(ハイフン)を入力する。</p> <p>② 5桁目から16桁目 オーシャン(マスター)B/L番号を12桁以内で入力する。</p> <p>③ 17桁目から20桁目 必要に応じて前記②に続けて枝番を4桁以内で入力する。なお、枝番を入力する場合は、次のとおりとする。</p> <p>1件のB/L番号につき100本を超えるコンテナがある場合は、下表の順序に従い、当該B/L番号の後に左詰めで枝番を付すことにより分割し、コンテナが100本以下となるように調整する。</p> <p>また、枝番を付した場合は、以降、当該B/L番号について、NACCSを使用して後続業務を行う利用者に、当該B/L番号に枝番が付されている旨及び分割内容を連絡する。</p> <table border="1" data-bbox="916 1809 1513 2098"> <thead> <tr> <th>順序</th> <th>枝番</th> <th>順序</th> <th>枝番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>W</td> <td>1 1</td> <td>X Y</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>X</td> <td>1 2</td> <td>X Z</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>Y</td> <td>1 3</td> <td>Y W</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>Z</td> <td>1 4</td> <td>Y X</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>WW</td> <td>1 5</td> <td>Y Y</td> </tr> </tbody> </table>	順序	枝番	順序	枝番	1	W	1 1	X Y	2	X	1 2	X Z	3	Y	1 3	Y W	4	Z	1 4	Y X	5	WW	1 5	Y Y
順序	枝番	順序	枝番																									
1	W	1 1	X Y																									
2	X	1 2	X Z																									
3	Y	1 3	Y W																									
4	Z	1 4	Y X																									
5	WW	1 5	Y Y																									

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容			
					6	WX	1 6	YZ
					7	WY	1 7	ZW
					8	WZ	1 8	ZX
					9	XW	1 9	ZY
					1 0	XX	2 0	ZZ
					(入力例) ① NACCS用船会社コードが「NACS」、 オーシャン (マスター) B/L番号が「1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2」の場合 B/L番号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">NACS123456789012</div> ② NACCS用船会社コードが「NACS」、 オーシャン (マスター) B/L番号が「1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2」の場合であって、コ ンテナ本数が200本ある場合 イ 1本目から100本目まで B/L番号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">NACS123456789012W</div> ロ 101本目から200本目まで B/L番号 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">NACS123456789012X</div>			
13	出港予定年月日	M			船積港の出港予定年月日を現地時間又はグリニッジ標準時により、西暦 (8桁) で入力する。			
14	出港予定時分	M			船積港の出港予定時間を現地時間又はグリニッジ標準時により、時分 (4桁) で入力する。			
15	グリニッジ標準 時差分	M			(1) 「項番 13」の出港予定年月日及び「項番 14」 の出港予定時分を現地時間で入力した場合は、 現地時間とグリニッジ標準時との差分を正表 示「+」又は負表示「-」を付して、時分 (4 桁) で入力する。 (入力例) ① 船積港が「USLAX」の場合 現地時間 1月10日 18:02 グリニッジ標準時 1月11日 02:02 グリニッジ標準時差分 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">+0800</div> ② 船積港が「CNTAO」の場合 現地時間 1月11日 10:02 グリニッジ標準時 1月11日 02:02			

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>	業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
				<p>グリニッジ標準時差分</p> <p><b>-0800</b></p> <p>③ 船積港が「MMRGN」の場合</p> <p>現地時間 1月11日 08:32</p> <p>グリニッジ標準時 1月11日 02:02</p> <p>グリニッジ標準時差分</p> <p><b>-0630</b></p> <p>(2) 「項番13」の出港予定年月日及び「項番14」の出港予定時分をグリニッジ標準時で入力した場合は、「00000」を入力する。</p>
16	緩和措置対象地域識別	C		<p>緩和措置対象地域(※)から出港する場合は、「Y」を入力する。</p> <p>※ 本文3-(3)-B及び別紙2を参照。</p>
17	マスターB/L識別	C		<p>「項番12」に入力するB/L番号に対して、関連するハウスB/Lが存在する場合は、「M」を入力する。</p>
※ [18] の項目は、最大3回繰り返し入力することができる。				
18	通知先コード	C	<p>利用者コード(※)</p> <p>※NACCSセンターと利用契約を締結する際に払い出される、利用者特定するためのコード。</p> <p>本文4-(3)の申請者IDとは異なるので留意すること。(以下、同じ。)</p>	<p>税関からのリスク分析結果の事前通知を他の利用者にも通知する必要がある場合は、当該利用者の利用者コードを入力する。</p>
19	船卸港コード	M	<p>港コード</p> <p>(業務コード集の国連LOCODE(国名コード含む)を参照)</p>	<p>(1) コンテナ貨物を船卸しする港(仮陸揚げを行う場合は仮陸揚げをする港)について、港コード(国連LOCODE 5桁)を入力する。</p> <p>(2) 該当する港コード(国連LOCODE 5桁)がNACCSに登録されていない場合は、国名コード(2桁)の後に「ZZZ」を付したコードを入力する。</p>
20	船卸港枝番	C		<p>(1) 同一航海において同一の港に複数回寄港する場合は、枝番を入力する。</p> <p>(2) 同一航海において同一の港へ2回目に寄港する場合は、「1」を入力し、3回目に寄港する場合は、「2」を入力する。以降、順次「9」まで入力することができる。</p> <p>なお、寄港回数に対応する枝番と異なる枝番を入力することがないように留意すること。</p>

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
21	入港予定年月日	M			(1) 船卸港への入港予定年月日を西暦(8桁)で入力する。 (2) 日本時間で入力する。
22	コンテナオペレーション会社コード	C		利用者コード	(1) 本邦で船卸し後にコンテナヤードへ搬入する場合、コンテナオペレーション会社の利用者コードを入力する。 (2) コンテナオペレーション会社が利用者コードを取得していない場合は、「99999」を入力する。 (3) NACCSの後続業務で積荷目録情報登録(一括)(MFI)業務を利用する場合は、必須入力とする。
23	仕出港コード	M		港コード (業務コード集の国連LOCODE(国名コード含む)を参照)	(1) コンテナ貨物の仕出港について、港コード(国連LOCODE 5桁)を入力する。なお、トランシップする場合には、最初に日本向けに積出した港(仕出港)を入力すること。 (2) 該当する港コード(国連LOCODE 5桁)がNACCSに登録されていない場合は、国名コード(2桁)の後に「ZZZ」を付したコードを入力する。
24	仕出港名	F			(1) 「項番23」に入力した仕出港コードがNACCSに登録されている場合は、入力を要しない。 (2) 「項番23」に入力した仕出港コードの下3桁を「ZZZ」と入力した場合は、仕出港名を必須入力とする。
25	荷渡地コード	M		都市コード (業務コード集の国連LOCODE(国名コードを含む)を参照)	(1) コンテナ貨物の荷渡地について、都市コード(国連LOCODE 5桁)を入力する。 なお、仮陸揚貨物の場合は、「項番19」に入力した船卸港コードと同一でないこと。 (2) 該当する都市コードがNACCSに登録されていない場合は、国名コード(2桁)の後に「ZZZ」を付したコードを入力する。
26	荷渡地名	F			(1) 「項番25」に入力した荷渡地コードがNACCSに登録されている場合は、入力を要しない。 (2) 「項番25」に入力した荷渡地コードの下3桁を「ZZZ」と入力した場合は、荷渡地名を必須入力とする。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
27	最終仕向地コード	C		都市コード (業務コード集の国連 LOCODE (国名コ ードを含む) を参照)	(1) コンテナ貨物の最終仕向地について、都市コ ード (国連LOCODE 5桁) を入力する。 (2) 該当する都市コードがNACCSに登録され ていない場合は、国名コード (2桁) の後に「Z ZZ」を付したコードを入力する。
28	最終仕向地名		F		(1) 「項番 27」に入力した最終仕向地コードが NACCSに登録されている場合は、入力を要 しない。 (2) 「項番 27」に入力した最終仕向地コードの 下 3 桁を「ZZZ」と入力した場合は、最終仕向 地名を必須入力とする。
29	荷送人コード	C		輸出入者コード (※) ※日本国税関又は (財) 日本貿易関係手続簡易化 協会 (JASTPRO) から払い出される、輸 入者を特定するためのコ ード。	(1) 輸出入者コードを有する荷送人の場合は、輸 出入者コードを入力する。 (2) 輸出入者コードを有しない荷送人の場合は、 入力を要しない。
30	荷送人名		F		(1) 「項番 29」に荷送人コードを入力した場合 は、入力を要しない。 (2) 「項番 29」に荷送人コードを入力しなかつ た場合は、荷送人名を必須入力とする。
31	荷送人住所 (連続 入力)	C			(1) 「項番 29」の荷送人コードを入力した場合 は、入力不可。 (2) 「項番 32」の荷送人住所 1 / 4 (Street and number/P. O. Box) から「項番 34」の荷送人住 所 3 / 4 (City name) までを入力する場合は、 入力不可。
32	荷送人住所 1 / 4 (Street and number/P. O. Box)	C			(1) 「項番 29」の荷送人コードを入力した場合 は、入力を要しない。 (2) 「項番 29」の荷送人コードを入力しなかつ た場合は、荷送人住所 1 / 4 (Street and number/P. O. Box) を入力する。
33	荷送人住所 2 / 4 (Street and number/P. O. Box)	C			(1) 「項番 29」の荷送人コードを入力した場合 は、入力を要しない。 (2) 「項番 29」の荷送人コードを入力しなかつ た場合は、荷送人住所 2 / 4 (Street and number/P. O. Box) を入力する。
34	荷送人住所 3 / 4 (City name)	C			(1) 「項番 29」の荷送人コードを入力した場合 は、入力を要しない。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>	業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
				(2) 「項番 29」の荷送人コードを入力しなかった場合は、荷送人住所 3 / 4 (City name) を入力する。
35	荷送人住所 4 / 4 (Country sub-entity, name)	C		(1) 「項番 29」の荷送人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 29」の荷送人コードを入力しなかった場合は、荷送人住所 4 / 4 (Country sub-entity, name) を入力する。
36	荷送人郵便番号 (Postcode identification)	C		(1) 「項番 29」の荷送人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 29」の荷送人コードを入力しなかった場合は、荷送人郵便番号 (Postcode identification) を入力する (区切り符号は入力しない。) (3) 荷送人の国に郵便番号が存在しない場合は、入力を要しない。
37	荷送人国名コード (Country, coded)	F	国名コード (業務コード集の国連 LOCODE (国名コード含む) を参照)	(1) 「項番 29」の荷送人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 29」の荷送人コードを入力しなかった場合は、荷送人の国名について、国名コード (2桁) を必須入力とする。
38	荷送人電話番号	C		(1) 「項番 29」の荷送人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 29」の荷送人コードを入力しなかった場合は、電話番号を市外局番から入力する (区切り符号は入力しない。)
39	荷受人コード	C	輸出入者コード	(1) 輸出入者コードを有する荷受人の場合は、輸出入者コードを入力する。 (2) 輸出入者コードを有しない荷受人の場合は、入力を要しない。
40	荷受人名	F		(1) 「項番 39」の荷受人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 39」の荷受人コードを入力しなかった場合は、荷受人名を必須入力とする。
41	荷受人住所 (連続入力)	C		(1) 「項番 39」の荷受人コードを入力した場合は、入力不可。 (2) 「項番 42」の荷受人住所 1 / 4 (Street and number/P.O.Box) から「項番 44」の荷受人住所 3 / 4 (City name) までを入力する場合は、入力不可。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
42	荷受人住所 1 / 4 (Street and number/P. O. Box)	C			(1) 「項番 39」の荷受人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 39」の荷受人コードを入力しなかった場合は、荷受人住所 1 / 4 (Street and number/P. O. Box) を入力する。
43	荷受人住所 2 / 4 (Street and number/P. O. Box)	C			(1) 「項番 39」の荷受人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 39」の荷受人コードを入力しなかった場合は、荷受人住所 2 / 4 (Street and number/P. O. Box) を入力する。
44	荷受人住所 3 / 4 (City name)	C			(1) 「項番 39」の荷受人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 39」の荷受人コードを入力しなかった場合は、荷受人住所 3 / 4 (City name) を入力する。
45	荷受人住所 4 / 4 (Country sub-entity, name)	C			(1) 「項番 39」の荷受人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 39」の荷受人コードを入力しなかった場合は、荷受人住所 4 / 4 (Country sub-entity, name) を入力する。
46	荷受人郵便番号 (Postcode identification)	C			(1) 「項番 39」の荷受人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 39」の荷受人コードを入力しなかった場合は、荷受人郵便番号 (Postcode identification) を入力する (区切り符号は入力しない。 )。
47	荷受人国名コード (Country, coded)	F		国名コード (業務コード集の国連 LOCODE (国名コード含む) を参照)	(1) 「項番 39」の荷受人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 39」の荷受人コードを入力しなかった場合は、荷受人の国名について、国名コード (2桁) を必須入力とする。
48	荷受人電話番号	C			(1) 「項番 39」の荷受人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 39」の荷受人コードを入力しなかった場合は、電話番号を市外局番から入力する (区切り符号は入力しない。 )。
※以下 [49] から [58] までの項目は、最大 2 回繰り返し入力することができる。					
49	着荷通知先コード	C		輸出入者コード	(1) 輸出入者コードを有する着荷通知先の場合は、輸出入者コードを入力する。 (2) 輸出入者コードを有しない着荷通知先の場合



項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>	業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
				合は、入力不要。
50	着荷通知先名	C		(1) 「項番 49」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力不要。 (2) 「項番 49」の着荷通知先コードを入力しなかった場合は、着荷通知先名を必須入力とする。
51	着荷通知先住所 (連続入力)	C		(1) 「項番 49」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力不可。 (2) 「項番 52」の着荷通知先住所 1 / 4 (Street and number/P. O. Box) から「項番 54」の着荷通知先住所 3 / 4 (City name) までを入力する場合は、入力不可。
52	着荷通知先住所 1 / 4 (Street and number/P. O. Box)	C		(1) 「項番 49」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力不要。 (2) 「項番 49」の着荷通知先コードを入力しなかった場合は、着荷通知先住所 1 / 4 (Street and number/P. O. Box) を入力する。
53	着荷通知先住所 2 / 4 (Street and number/P. O. Box)	C		(1) 「項番 49」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力不要。 (2) 「項番 49」の着荷通知先コードを入力しなかった場合は、着荷通知先住所 2 / 4 (Street and number/P. O. Box) を入力する。
54	着荷通知先住所 3 / 4 (City name)	C		(1) 「項番 49」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力不要。 (2) 「項番 49」の着荷通知先コードを入力しなかった場合は、着荷通知先住所 3 / 4 (City name) を入力する。
55	着荷通知先住所 4 / 4 (Country sub-entity, name)	C		(1) 「項番 49」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力不要。 (2) 「項番 49」の着荷通知先コードを入力しなかった場合は、着荷通知先住所 4 / 4 (Country sub-entity, name) を入力する。
56	着荷通知先郵便 番号 (Postcode identification)	C		(1) 「項番 49」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力不要。 (2) 「項番 49」の着荷通知先コードを入力しなかった場合は、着荷通知先の郵便番号 (Postcode identification) を入力する (区切り符号は入力しない。)
57	着荷通知先国名 コード (Country, code)	C	国名コード (業務コード集の国連)	(1) 「項番 49」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力不要。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
	coded)			LOCODE (国名コード含む) を参照)	(2) 「項番 49」の着荷通知先コードを入力しなかった場合は、着荷通知先の国名について、国名コード(2桁)を入力する。
58	着荷通知先電話番号	C			(1) 「項番 49」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 49」の着荷通知先コードを入力しなかった場合は、電話番号を市外局番から入力する(区切り符号は入力しない。)
59	品名	M			(1) 積荷内容が容易に特定できるよう具体的、かつ、詳細な品名を入力する。 (2) 数字及び記号のみの入力は不可。
60	代表品目番号	M		HSコード(6桁)	貨物の代表品目をHSコード(6桁)で入力する。
61	記号番号	M			貨物の記号番号を入力する。
62	個数	M			(1) 貨物の外装個数を入力する。 (2) 「0」は入力不可。 なお、個数の表現ができない貨物の場合は、「1」を入力する。
63	個数単位コード	M		包装種類コード (業務コード集参照)	貨物の個数の単位を包装種類コードで入力する。
64	総重量	M			(1) 貨物の総重量を入力する。 (2) 「0」は入力不可。 (3) 小数点以下第3位まで入力することができる。 (4) 整数部が7桁の場合は、「項番 65」の重量単位コードが「KGM」であること。 (5) 総重量が「項番 65」の重量単位コード以外の場合は、当該単位に換算した重量を入力する。
65	重量単位コード	M		数量単位コード(総重量及び総容積) (業務コード集参照)	重量の単位を数量単位コード(総重量及び総容積)で入力する。
66	ネット重量	C			(1) 貨物のネット重量を入力する。 (2) 「0」は入力不可。 (3) 小数点以下第3位まで入力することができる。 (4) 整数部が7桁の場合は、「項番 67」の重量単位コードが「KGM」であること。 (5) ネット重量が「項番 67」の重量単位コード以外の場合は、当該単位に換算した重量を入力

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
					する。
67	重量単位コード		M	数量単位コード（総重量及び総容積） （業務コード集参照）	ネット重量の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）で入力する。
68	容積		M		（1）貨物の容積を入力する。 （2）「0」は入力不可。 （3）小数点以下第3位まで入力することができる。 （4）容積が「項番69」の容積単位コード以外の場合は、当該単位に換算した容積を入力する。
69	容積単位コード		M	数量単位コード（総重量及び総容積） （業務コード集参照）	容積の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）で入力する。
70	原産国コード		C	国名コード （業務コード集の国連LOCODE（国名コード含む）を参照）	貨物の原産国について、国名コード（2桁）を入力する。
71	危険貨物等コード		C	特殊貨物コード （業務コード集のSPC（特殊貨物）・危険物コードを参照）	特殊貨物を積載している場合は、当該特殊貨物の種類を特殊貨物コードで入力する。
72	IMDGクラス		C		危険貨物を積載している場合は、国際海上危険物規則（IMDG code）における危険物の分類（クラス）を入力する。
73	UN No.		M		（1）国際連合危険物輸送勧告における国連番号を入力する。 （2）「0000」から「9999」の範囲で入力する。
74	海上運賃（フレート）		C		（1）貨物の海上運賃を入力する。 （2）「項番75」の海上運賃通貨種別コードに「JPY」以外を入力する場合は、小数点以下第2位まで入力することができる。
75	海上運賃通貨種別コード		M	通貨コード （業務コード集参照）	海上運賃の通貨種別を通貨コードで入力する。
76	価格		C		（1）本邦で仮陸揚げ後、保税運送を行う場合は、貨物の価格を入力する。 （2）「項番77」の価格通貨種別コードに「JPY」以外を入力する場合は、小数点以下第2位まで入力することができる。
77	価格通貨種別コード		M	通貨コード （業務コード集参照）	価格の通貨種別を通貨コードで入力する。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容														
78	包括保税運送承認番号	C			本邦で船卸し後、包括保税運送承認に係る個別運送を行う場合は、包括保税運送承認番号を入力する。														
79	仮陸揚識別	C			仮陸揚貨物の場合は、「28」を入力する。														
80	仮陸揚事由コード		M	仮陸揚事由コード (業務コード集参照)	(1) 仮陸揚貨物の場合は、仮陸揚事由コードを入力する。 (2) 仮陸揚貨物に対して保税運送情報の登録を行う場合は、「POS」(同一本船での荷繰り)でないこと。														
81	仮陸揚期間		M		(1) 仮陸揚貨物の場合は、船卸開始年月日を起算日として仮陸揚期間を日数で入力する。 (2) 「0」は入力不可。														
82	運送期間開始予定日		C		(1) 仮陸揚貨物の保税運送を行う場合は、運送期間開始予定日を西暦(8桁)で入力する。 (2) 日本時間で入力する。														
83	運送期間終了予定日		C		(1) 仮陸揚貨物の保税運送を行う場合は、運送期間終了予定日を西暦(8桁)で入力する。 (2) 日本時間で入力する。														
84	個別運送または仮陸揚貨物保税運送の運送具コード	C			(1) 仮陸揚貨物の保税運送を行う場合は、次の区分に応じたコードを入力する。 (2) 包括保税運送承認に係る個別運送を行う場合は、次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AIRCRAFT</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>SHIP</td> <td>1 1</td> </tr> <tr> <td>BARGE</td> <td>1 6</td> </tr> <tr> <td>RAIL EXPRESS</td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>TRUCK</td> <td>3 1</td> </tr> <tr> <td>OTHER (その他)</td> <td>1 7</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	AIRCRAFT	6	SHIP	1 1	BARGE	1 6	RAIL EXPRESS	2 5	TRUCK	3 1	OTHER (その他)	1 7
区 分	コード																		
AIRCRAFT	6																		
SHIP	1 1																		
BARGE	1 6																		
RAIL EXPRESS	2 5																		
TRUCK	3 1																		
OTHER (その他)	1 7																		
85	到着地コード	C		保税地域コード (業務コード集参照)	包括保税運送承認に係る個別運送を行う場合又は仮陸揚貨物の保税運送を行う場合は、到着地を保税地域コードで入力する。														
86	到着地名		C		(1) 「項番 85」の到着地コードを入力した場合は、入力不可。 (2) 「項番 85」の到着地コードを入力しなかった場合又は入力した到着地コードがNACC Sに登録されていない場合は、到着地名を必須入力する。														

※ [87] の項目は、最大5回繰り返し入力することができる。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容																										
87	他法令コード	C		他法令コード (業務コード集参照)	包括保税運送承認に係る個別運送を行う場合又は仮陸揚貨物の保税運送を行う場合で、税関関係法令以外の他法令に該当する貨物の場合は、当該他法令に係るコードを入力する。																										
88	記事	C			積荷に関する事項を必要に応じて入力する。																										
89	社内整理番号	C			自社で付与する任意の番号等を入力する。																										
※以下 [90] から [99] までの項目は、最大 100 回繰り返し入力することができる。																															
90	コンテナ番号	M			コンテナ番号を左詰めで入力する。																										
※ [91] の項目は、最大 6 回繰り返し入力することができる。																															
91	シール番号		M		(1) コンテナのシール番号を左詰めで入力する。 (2) シールがない場合は、1 欄目に「NO SERIAL」と入力する。																										
92	空/実入りコンテナ表示		M		「5」 (Full) を入力する。																										
93	コンテナサイズコード		M		コンテナのサイズをコンテナサイズコードで入力する。 1 桁目: コンテナ長さコード (コード: コンテナ長さ [ f t ] ) <table border="1" data-bbox="917 1052 1508 1299"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10'</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>20'</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>40'</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> 2 桁目: コンテナ高さコード (コード: コンテナ高さ [ f t ] [ i n ] ) <table border="1" data-bbox="917 1400 1508 1836"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8'</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8'6''</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>9'</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>9'6''</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>&gt; 9'6''</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>4'3''</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>≤4' (その他の高さについては本コードを使用)</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	10'	1	20'	2	40'	4	その他	9	区 分	コード	8'	0	8'6''	2	9'	4	9'6''	5	> 9'6''	6	4'3''	8	≤4' (その他の高さについては本コードを使用)	9
区 分	コード																														
10'	1																														
20'	2																														
40'	4																														
その他	9																														
区 分	コード																														
8'	0																														
8'6''	2																														
9'	4																														
9'6''	5																														
> 9'6''	6																														
4'3''	8																														
≤4' (その他の高さについては本コードを使用)	9																														
94	コンテナタイプコード		M		コンテナの形式 (タイプ) をコンテナ形式コードで入力する。 <table border="1" data-bbox="917 1937 1508 2128"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドライコンテナ</td> <td>GP</td> </tr> <tr> <td>冷凍コンテナ</td> <td>RT</td> </tr> <tr> <td>オープントップコンテナ</td> <td>UT</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	ドライコンテナ	GP	冷凍コンテナ	RT	オープントップコンテナ	UT																		
区 分	コード																														
ドライコンテナ	GP																														
冷凍コンテナ	RT																														
オープントップコンテナ	UT																														

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容													
					フラットラックコンテナ	PF												
					プラットフォームコンテナ	PL												
					タンクコンテナ	TN												
					その他のコンテナ	SN												
95	荷渡形態コード		C		<p>(1) 荷渡形態について、次の区分に応じたコードを入力する。</p> <p>(2) 後続業務でMF I 業務を利用する場合は、必須入力とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CYでの荷渡</td> <td>5 1</td> </tr> <tr> <td>CFSでの荷渡</td> <td>5 2</td> </tr> <tr> <td>DOOR (荷受人の戸口) での荷渡</td> <td>5 3</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	コード	CYでの荷渡	5 1	CFSでの荷渡	5 2	DOOR (荷受人の戸口) での荷渡	5 3				
区 分	コード																	
CYでの荷渡	5 1																	
CFSでの荷渡	5 2																	
DOOR (荷受人の戸口) での荷渡	5 3																	
96	コンテナ所有形態コード		M		<p>コンテナ所有形態について、次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Shipper supplied</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>Carrier supplied</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>Consolidator supplied</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>Deconsolidator supplied</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>Third party supplied</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	コード	Shipper supplied	1	Carrier supplied	2	Consolidator supplied	3	Deconsolidator supplied	4	Third party supplied	5
区 分	コード																	
Shipper supplied	1																	
Carrier supplied	2																	
Consolidator supplied	3																	
Deconsolidator supplied	4																	
Third party supplied	5																	
97	バンニング形態コード		C		<p>(1) バンニング形態について、次の区分に応じたコードを入力する。</p> <p>(2) 後続業務でMF I 業務を利用する場合は、必須入力とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Carrier loads</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>Shipper loads</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>Consignee loads</td> <td>1 6</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	コード	Carrier loads	1	Shipper loads	4	Consignee loads	1 6				
区 分	コード																	
Carrier loads	1																	
Shipper loads	4																	
Consignee loads	1 6																	

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容								
98	コンテナ条約適用識別		C		<p>(1) 次の区分に応じたコードを入力する。  (2) 後続業務でMF I 業務を利用する場合は、必須入力とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンテナ条約適用コンテナでコンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約 (T I R 条約) の実施に伴う関税法等の特例に関する法律 (以下、「コンテナ条約特例法」という) 第 8 条 (国際コンテナ等の特例) に該当しない場合</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>コンテナ条約適用コンテナでコンテナ条約特例法第 8 条 (国産コンテナ等の特例) に該当する場合</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>コンテナ条約適用外のコンテナの場合</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	コンテナ条約適用コンテナでコンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約 (T I R 条約) の実施に伴う関税法等の特例に関する法律 (以下、「コンテナ条約特例法」という) 第 8 条 (国際コンテナ等の特例) に該当しない場合	1	コンテナ条約適用コンテナでコンテナ条約特例法第 8 条 (国産コンテナ等の特例) に該当する場合	2	コンテナ条約適用外のコンテナの場合	3
区 分	コード												
コンテナ条約適用コンテナでコンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約 (T I R 条約) の実施に伴う関税法等の特例に関する法律 (以下、「コンテナ条約特例法」という) 第 8 条 (国際コンテナ等の特例) に該当しない場合	1												
コンテナ条約適用コンテナでコンテナ条約特例法第 8 条 (国産コンテナ等の特例) に該当する場合	2												
コンテナ条約適用外のコンテナの場合	3												
99	卸コンテナ自動抽出対象外識別		C		NACCS を使用して卸コンテナリストを提出しない場合は、「A」を入力する。								

(※1) 各業務に対応した業務仕様書 (入力項目) の項番を表示している。

なお、業務仕様書は、Advance Filing Rules web site (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>) に掲載している。

(※2) 「区分」の見方は以下のとおり。

① 「区分」の内容

区分	内容
M	必須項目
C	条件付項目
F	補完後必須項目
X	入力不可
-	入力無視

② 「区分」レベル

(例)

項目名	区分	
項目 A	C	
項目 B		M

下位レベルの項目は上位レベルの項目の区分に従属する。

※項目Aは条件付項目であり、入力する場合としない場合がある。

項目Bは項目Aの下位レベルにある必須項目のため、項目Aの入力がある場合、項目Bは必須入力となる。

(※3) 業務コード集については、Advance Filing Rules web site (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>)に掲載している。



## 別紙9\_\_受理不可品名

出港前報告制度の報告項目のうち品名欄については、税関がリスク分析を実施する上で、積荷内容が容易に特定できるよう、具体的かつ詳細な品名を入力しなければならぬ。したがって、下記表に掲げるような積荷の内容が容易に特定できない品名を入力した場合には、報告を受理しないこととする。(例えば、「Parts」は受理不可とし、「Motorcycle parts」は受理可とする。)

### 【受理不可とする具体的な品名の例示】

Apparel Wearing Apparel Ladies Apparel Mens Apparel  Appliances  Auto Parts Parts  Caps  Chemicals hazardous Chemicals non-hazardous  Electronic Goods Electronics  Equipment  Flooring	Foodstuffs  Iron  Steel  Leather Articles  Machinery  Machines  Pipes  Plastic Goods  Polyurethane  Rubber Articles  Rods  Scrap	STC(Said to Contain) General Cargo FAK(Freight of All Kinds) No Description  Tiles  Tools  Wires
---	--	---

(注) 受理不可品名については、今後、必要に応じて追加することがあります。

別紙 10 「出港前報告ハウスB/L (AHR) 業務 入力項目表」

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
2	処理区分コード	M			「9」を入力する。
3	SPコード	C			入力不要 ※サービスプロバイダー業務を行う者が、サービスプロバイダーコード及びパスワードをNACCSに向けて送信する。
4	船舶コード	M		信号符字 (コールサイン)	(1) 船舶の信号符字 (コールサイン) を入力する。 (2) 左詰めで入力する。
5	積載船名	F			(1) 「項番4」に入力した船舶コードがNACCSに登録されている場合は、入力を要しない。 (2) 「項番4」に入力した船舶コードがNACCSに登録されていない場合は、積載船名を必須入力とする。
6	船舶国籍コード	F		国名コード (業務コード集の国連LOCODE (国名コード含む) を参照)	(1) 「項番4」に入力した船舶コードがNACCSに登録されている場合は、入力を要しない。 (2) 「項番4」に入力した船舶コードがNACCSに登録されていない場合は、船舶国籍について、国名コード (国連LOCODEの国名コード2桁。以下同じ。) を必須入力とする。
7	航海番号	M			航海番号を入力する。
8	船会社コード	M			本船利用船会社単位にNACCS用船会社コード (※) を入力する。 ※船会社に対してNACCSセンターが払い出すコード
9	船積港コード	M		港コード (業務コード集の国連LOCODE (国名コードを含む) を参照)	(1) コンテナ貨物を日本に入港しようとする外国貿易船に船積みする港について、港コード (国連LOCODE 5桁) を入力する。なお、トランシップする場合、最初に日本向けに積出しした港 (仕出港) は、「項番22」で入力すること。 (2) 該当する港コード (国連LOCODE 5桁) がNACCSに登録されていない場合は、国名コード (2桁) の後に「ZZZ」を付したコードを入力する。
10	船積港名	F			(1) 「項番9」に入力した船積港コードがNACCSに登録されている場合は、入力を要しない。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>			業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
						(2) 「項番9」に入力した船積港コードの下3桁を「ZZZ」と入力した場合は、船積港名を必須入力とする。
11	船積港枝番		C			(1) 同一航海において同一の港に複数回寄港する場合は、枝番を入力する。 (2) 同一航海において同一の港へ2回目に寄港する場合は、「1」を入力し、3回目に寄港する場合は、「2」を入力する。以降、順次「9」まで入力することができる。 なお、寄港回数に対応する枝番と異なる枝番を入力することがないように留意すること。
12	マスターB/L番号		M			関連付けを行うマスターB/L番号を入力する。
13	ハウスB/L報告完了識別		C			マスターB/Lに関連付けを行うハウスB/Lの報告が全て完了した場合は、「E」を入力する。
14	ハウスB/L番号		C			(1) 以下の入力方法に従いハウスB/L番号を入力する。 (2) 「,」(カンマ)の入力は、「.」(ピリオド)で入力する。 (3) 「項番13」のハウスB/L報告完了識別を入力しない場合は、必須入力とする。 (入力方法) ① 1桁目から4桁目 ハウスB/L用コード(※)を入力する。 ※利用運送事業者に対してNACCSセンターが払い出すコード ② 5桁目から16桁目 ハウスB/L番号を12桁以内で入力する。 ③ 17桁目から20桁目 必要に応じて前記②に続けて枝番を4桁以内で入力する。 なお、枝番を入力する場合は、次のとおりとする。 1件のB/L番号につき100本を超えるコンテナがある場合は、下表の順序に従い、当該B/L番号の後に左詰めで枝番を付すことにより分割し、コンテナが100本以下となるように調整する。 また、枝番を付した場合は、以降、当該B

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容																																															
					<p>／L番号について、NACCSを使用して後続業務を行う利用者に、当該B／L番号に枝番が付されている旨及び分割内容を連絡する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順序</th> <th>枝番</th> <th>順序</th> <th>枝番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>W</td><td>1 1</td><td>XY</td></tr> <tr><td>2</td><td>X</td><td>1 2</td><td>XZ</td></tr> <tr><td>3</td><td>Y</td><td>1 3</td><td>YW</td></tr> <tr><td>4</td><td>Z</td><td>1 4</td><td>YX</td></tr> <tr><td>5</td><td>WW</td><td>1 5</td><td>YY</td></tr> <tr><td>6</td><td>WX</td><td>1 6</td><td>YZ</td></tr> <tr><td>7</td><td>WY</td><td>1 7</td><td>ZW</td></tr> <tr><td>8</td><td>WZ</td><td>1 8</td><td>ZX</td></tr> <tr><td>9</td><td>XW</td><td>1 9</td><td>ZY</td></tr> <tr><td>1 0</td><td>XX</td><td>2 0</td><td>ZZ</td></tr> </tbody> </table> <p>(入力例)</p> <p>① ハウスB／L用コードが「NACCS」、ハウスB／L番号が「1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2」の場合 B／L番号 <table border="1"><tr><td>NACCS123456789012</td></tr></table></p> <p>② ハウスB／L用コードが「NACCS」、ハウスB／L番号が「1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2」の場合であって、コンテナ本数が200本ある場合 イ 1本目から100本目まで B／L番号 <table border="1"><tr><td>NACCS123456789012W</td></tr></table> ロ 101本目から200本目まで B／L番号 <table border="1"><tr><td>NACCS123456789012X</td></tr></table></p>	順序	枝番	順序	枝番	1	W	1 1	XY	2	X	1 2	XZ	3	Y	1 3	YW	4	Z	1 4	YX	5	WW	1 5	YY	6	WX	1 6	YZ	7	WY	1 7	ZW	8	WZ	1 8	ZX	9	XW	1 9	ZY	1 0	XX	2 0	ZZ	NACCS123456789012	NACCS123456789012W	NACCS123456789012X
順序	枝番	順序	枝番																																																	
1	W	1 1	XY																																																	
2	X	1 2	XZ																																																	
3	Y	1 3	YW																																																	
4	Z	1 4	YX																																																	
5	WW	1 5	YY																																																	
6	WX	1 6	YZ																																																	
7	WY	1 7	ZW																																																	
8	WZ	1 8	ZX																																																	
9	XW	1 9	ZY																																																	
1 0	XX	2 0	ZZ																																																	
NACCS123456789012																																																				
NACCS123456789012W																																																				
NACCS123456789012X																																																				
15	出港予定年月日		C		船積港の出港予定年月日を現地時間又はグリニッジ標準時により、西暦（8桁）で入力する。																																															
16	出港予定時分		M		船積港の出港予定時間を現地時間又はグリニッジ標準時により、時分（4桁）で入力する。																																															
17	グリニッジ標準時差分		M		(1) 「項番15」の出港予定年月日及び「項番16」の出港予定時分を現地時間で入力した場合は、現地時間とグリニッジ標準時との差分を正表示「+」又は負表示「-」を付して、時分（4桁）で入力する。																																															

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
					(入力例) ① 船積港が「USLAX」の場合 現地時間 1月10日 18:02 グリニッジ標準時 1月11日 02:02 グリニッジ標準時差分 +0800 ② 船積港が「CNTAO」の場合 現地時間 1月11日 10:02 グリニッジ標準時 1月11日 02:02 グリニッジ標準時差分 -0800 ③ 船積港が「MMRGN」の場合 現地時間 1月11日 08:32 グリニッジ標準時 1月11日 02:02 グリニッジ標準時差分 -0630 (2) 「項番15」の出港予定年月日及び「項番16」の出港予定時分をグリニッジ標準時で入力した場合は、「00000」を入力する。
18	緩和措置対象地域識別		C		緩和措置対象地域(※)から出港する場合は、「Y」を入力する。 ※ 本文3-(3)-B及び別紙2を参照。
※ [19] の項目は、最大3回繰り返し入力することができる。					
19	通知先コード		C	利用者コード(※) ※NACCSセンターと利用契約を締結する際に払い出される、利用者特定するためのコード。 本文4-(3)の申請者IDとは異なるので留意すること。(以下、同じ。)	税関からのリスク分析結果の事前通知を他の利用者にも通知する必要がある場合は、当該利用者の利用者コードを入力する。
20	船卸港コード		M	港コード (業務コード集の国連LOCODE(国名コード含む)を参照)	(1) コンテナ貨物を船卸しする港(仮陸揚げを行う場合は仮陸揚げをする港)について、港コード(国連LOCODE5桁)を入力する。 (2) 該当する港コード(国連LOCODE5桁)がNACCSに登録されていない場合は、国名コード(2桁)の後に「ZZZ」を付したコードを入力する。
21	入港予定年月日		M		(1) 船卸港への入港予定年月日を西暦(8桁)で入力する。 (2) 日本時間で入力する。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
22	仕出港コード		M	港コード (業務コード集の国連LOCODE(国名コード含む)を参照)	(1) コンテナ貨物の仕出港について、港コード(国連LOCODE 5桁)を入力する。なお、トランシップする場合には、最初に日本向けに積出した港(仕出港)を入力すること。 (2) 該当する港コード(国連LOCODE 5桁)がNACCSに登録されていない場合は、国名コード(2桁)の後に「ZZZ」を付したコードを入力する。
23	仕出港名		F		(1) 「項番22」に入力した仕出港コードがNACCSに登録されている場合は、入力を要しない。 (2) 「項番22」に入力した仕出港コードの下3桁を「ZZZ」と入力した場合は、仕出港名を必須入力とする。
24	荷渡地コード		M	都市コード (業務コード集の国連LOCODE(国名コードを含む)を参照)	(1) コンテナ貨物の荷渡地について、都市コード(国連LOCODE 5桁)を入力する。 なお、仮陸揚貨物の場合は、「項番20」に入力した船卸港コードと同一でないこと。 (2) 該当する都市コードがNACCSに登録されていない場合は、国名コード(2桁)の後に「ZZZ」を付したコードを入力する。
25	荷渡地名		F		(1) 「項番24」に入力した荷渡地コードがNACCSに登録されている場合は、入力を要しない。 (2) 「項番24」に入力した荷渡地コードの下3桁を「ZZZ」と入力した場合は、荷渡地名を必須入力とする。
26	最終仕向地コード		C	都市コード (業務コード集の国連LOCODE(国名コードを含む)を参照)	(1) コンテナ貨物の最終仕向地について、都市コード(国連LOCODE 5桁)を入力する。 (2) 該当する都市コードがNACCSに登録されていない場合は、国名コード(2桁)の後に「ZZZ」を付したコードを入力する。
27	最終仕向地名		F		(1) 「項番26」に入力した最終仕向地コードがNACCSに登録されている場合は、入力を要しない。 (2) 「項番26」に入力した最終仕向地コードの下3桁を「ZZZ」と入力した場合は、最終仕向地名を必須入力とする。
28	荷送人コード		C	輸出入者コード(※) ※日本国税関又は(財)	(1) 輸出入者コードを有する荷送人の場合は、輸出入者コードを入力する。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
				日本貿易関係手続簡易化協会（JASTPRO）から払い出される、輸出入者を特定するためのコード。	(2) 輸出入者コードを有しない荷送人の場合は、入力を要しない。
29	荷送人名		F		(1) 「項番 28」に荷送人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 28」に荷送人コードを入力しなかった場合は、荷送人名を必須入力とする。
30	荷送人住所(連続入力)		C		(1) 「項番 28」の荷送人コードを入力した場合は、入力不可。 (2) 「項番 31」の荷送人住所 1 / 4 (Street and number/P. O. Box) から「項番 33」の荷送人住所 3 / 4 (City name) までを入力する場合は、入力不可。
31	荷送人住所 1 / 4 (Street and number/P. O. Box)		C		(1) 「項番 28」の荷送人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 28」の荷送人コードを入力しなかった場合は、荷送人住所 1 / 4 (Street and number/P. O. Box) を入力する。
32	荷送人住所 2 / 4 (Street and number/P. O. Box)		C		(1) 「項番 28」の荷送人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 28」の荷送人コードを入力しなかった場合は、荷送人住所 2 / 4 (Street and number/P. O. Box) を入力する。
33	荷送人住所 3 / 4 (City name)		C		(1) 「項番 28」の荷送人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 28」の荷送人コードを入力しなかった場合は、荷送人住所 3 / 4 (City name) を入力する。
34	荷送人住所 4 / 4 (Country sub-entity, name)		C		(1) 「項番 28」の荷送人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 28」の荷送人コードを入力しなかった場合は、荷送人住所 4 / 4 (Country sub-entity, name) を入力する。
35	荷送人郵便番号 (Postcode identification)		C		(1) 「項番 28」の荷送人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 28」の荷送人コードを入力しなかった場合は、荷送人郵便番号 (Postcode identification) を入力する (区切り符号は入力しない。 ) 。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>			業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
						(3) 荷送人の国に郵便番号が存在しない場合は、入力を要しない。
36	荷送人国名コード (Country, coded)		F		国名コード (業務コード集の国連LOCODE (国名コード含む) を参照)	(1) 「項番 28」の荷送人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 28」の荷送人コードを入力しなかった場合は、荷送人の国名について、国名コード (2桁) を必須入力とする。
37	荷送人電話番号		C			(1) 「項番 28」の荷送人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 28」の荷送人コードを入力しなかった場合は、電話番号を市外局番から入力する (区切り符号は入力しない。)
38	荷受人コード		C		輸出入者コード	(1) 輸出入者コードを有する荷受人の場合は、輸出入者コードを入力する。 (2) 輸出入者コードを有しない荷受人の場合は、入力を要しない。
39	荷受人名		F			(1) 「項番 38」の荷受人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 38」の荷受人コードを入力しなかった場合は、荷受人名を必須入力とする。
40	荷受人住所 (連続入力)		C			(1) 「項番 38」の荷受人コードを入力した場合は、入力不可。 (2) 「項番 41」の荷受人住所 1 / 4 (Street and number/P. O. Box) から「項番 43」の荷受人住所 3 / 4 (City name) までを入力する場合は、入力不可。
41	荷受人住所 1 / 4 (Street and number/P. O. Box)		C			(1) 「項番 38」の荷受人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 38」の荷受人コードを入力しなかった場合は、荷受人住所 1 / 4 (Street and number/P. O. Box) を入力する。
42	荷受人住所 2 / 4 (Street and number/P. O. Box)		C			(1) 「項番 38」の荷受人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 38」の荷受人コードを入力しなかった場合は、荷受人住所 2 / 4 (Street and number/P. O. Box) を入力する。
43	荷受人住所 3 / 4 (City name)		C			(1) 「項番 38」の荷受人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 38」の荷受人コードを入力しなかった場合は、荷受人住所 3 / 4 (City name) を入力する。



項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
44	荷受人住所 4 / 4 (Country sub-entity, name)		C		(1) 「項番 38」の荷受人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 38」の荷受人コードを入力しなかった場合は、荷受人住所 4 / 4 (Country sub-entity, name) を入力する。
45	荷受人郵便番号 (Postcode identification)		C		(1) 「項番 38」の荷受人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 38」の荷受人コードを入力しなかった場合は、荷受人郵便番号 (Postcode identification) を入力する (区切り符号は入力しない。 )。
46	荷受人国名コード (Country, coded)		F	国名コード (業務コード集の国連LOCODE (国名コード含む) を参照)	(1) 「項番 38」の荷受人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 38」の荷受人コードを入力しなかった場合は、荷受人の国名について、国名コード (2桁) を必須入力とする。
47	荷受人電話番号		C		(1) 「項番 38」の荷受人コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 38」の荷受人コードを入力しなかった場合は、電話番号を市外局番から入力する (区切り符号は入力しない。 )。

※以下 [48] から [57] までの項目は、最大 2 回繰り返し入力することができる。

48	着荷通知先コード		C	輸出入者コード	(1) 輸出入者コードを有する着荷通知先の場合は、輸出入者コードを入力する。 (2) 輸出入者コードを有しない着荷通知先の場合は、入力を要しない。
49	着荷通知先名		C		(1) 「項番 48」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 48」の着荷通知先コードを入力しなかった場合は、着荷通知先名を必須入力とする。
50	着荷通知先住所 (連続入力)		C		(1) 「項番 48」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力不可。 (2) 「項番 52」の着荷通知先住所 1 / 4 (Street and number/P. O. Box) から「項番 54」の着荷通知先住所 3 / 4 (City name) までを入力する場合は、入力不可。
51	着荷通知先住所 1 / 4 (Street and number/P. O. Box)		C		(1) 「項番 48」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 48」の着荷通知先コードを入力しなかった場合は、着荷通知先住所 1 / 4

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>			業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
						(Street and number/P. O. Box) を入力する。
52	着荷通知先住所 2 / 4 (Street and number/P. O. Box)			C		(1) 「項番 48」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 48」の着荷通知先コードを入力しなかった場合は、着荷通知先住所 2 / 4 (Street and number/P. O. Box) を入力する。
53	着荷通知先住所 3 / 4 (City name)			C		(1) 「項番 48」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 48」の着荷通知先コードを入力しなかった場合は、着荷通知先住所 3 / 4 (City name) を入力する。
54	着荷通知先住所 4 / 4 (Country sub-entity, name)			C		(1) 「項番 48」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 48」の着荷通知先コードを入力しなかった場合は、着荷通知先住所 4 / 4 (Country sub-entity, name) を入力する。
55	着荷通知先郵便 番号 (Postcode identification)			C		(1) 「項番 48」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 48」の着荷通知先コードを入力しなかった場合は、着荷通知先の郵便番号 (Postcode identification) を入力する (区切り符号は入力しない。)
56	着荷通知先国名 コード (Country, coded)			C	国名コード (業務コード集の国 連 LOCODE (国名 コード含む) を参照)	(1) 「項番 48」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 48」の着荷通知先コードを入力しなかった場合は、着荷通知先の国名について、国名コード (2 桁) を入力する。
57	着荷通知先電話 番号			C		(1) 「項番 48」の着荷通知先コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) 「項番 48」の着荷通知先コードを入力しなかった場合は、電話番号を市外局番から入力する (区切り符号は入力しない。)
58	品名			M		(1) 積荷内容が容易に特定できるよう具体的、かつ、詳細な品名を入力する。 (2) 数字及び記号のみの入力は不可。
59	代表品目番号			M	HSコード (6 桁)	貨物の代表品目を HS コード (6 桁) で入力する。
60	記号番号			M		貨物の記号番号を入力する。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
61	個数		M		(1) 貨物の外装個数を入力する。 (2) 「0」は入力不可。 なお、個数の表現ができない貨物の場合は、「1」を入力する。
62	個数単位コード		M	包装種類コード (業務コード集参照)	貨物の個数の単位を包装種類コードで入力する。
63	総重量		M		(1) 貨物の総重量を入力する。 (2) 「0」は入力不可。 (3) 小数点以下第3位まで入力することができる。 (4) 整数部が7桁の場合は、「項番64」の重量単位コードが「KGM」であること。 (5) 総重量が「項番64」の重量単位コード以外の場合は、当該単位に換算した重量を入力する。
64	重量単位コード		M	数量単位コード(総重量及び総容積) (業務コード集参照)	重量の単位を数量単位コード(総重量及び総容積)で入力する。
65	ネット重量		C		(1) 貨物のネット重量を入力する。 (2) 「0」は入力不可。 (3) 小数点以下第3位まで入力することができる。 (4) 整数部が7桁の場合は、「項番66」の重量単位コードが「KGM」であること。 (5) ネット重量が「項番66」の重量単位コード以外の場合は、当該単位に換算した重量を入力する。
66	重量単位コード		M	数量単位コード(総重量及び総容積) (業務コード集参照)	ネット重量の単位を数量単位コード(総重量及び総容積)で入力する。
67	容積		M		(1) 貨物の容積を入力する。 (2) 「0」は入力不可。 (3) 小数点以下第3位まで入力することができる。 (4) 容積が「項番68」の容積単位コード以外の場合は、当該単位に換算した容積を入力する。
68	容積単位コード		M	数量単位コード(総重量及び総容積) (業務コード集参照)	容積の単位を数量単位コード(総重量及び総容積)で入力する。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容	
69	原産国コード		C	国名コード (業務コード集の国連LOCODE(国名コード含む)を参照)	貨物の原産国について、国名コード(2桁)を入力する。	
70	危険貨物等コード		C	特殊貨物コード (業務コード集のSPC(特殊貨物)・危険物コードを参照)	特殊貨物の場合は、当該特殊貨物の種類を特殊貨物コードで入力する。	
71	IMDGクラス		C		危険貨物の場合は、国際海上危険物規則(IMDG code)における危険物の分類(クラス)を入力する。	
72	UN No.			M	(1) 国際連合危険物輸送勧告における国連番号を入力する。 (2) 「0000」から「9999」の範囲で入力する。	
73	海上運賃(フレート)		C		(1) 貨物の海上運賃を入力する。 (2) 「項番74」の海上運賃通貨種別コードに「JPY」以外を入力する場合は、小数点以下第2位まで入力することができる。	
74	海上運賃通貨種別コード			M	通貨コード (業務コード集参照)	海上運賃の通貨種別を通貨コードで入力する。
75	価格		C		(1) 本邦で仮陸揚げ後、保税運送を行う場合は、貨物の価格を入力する。 (2) 「項番76」の価格通貨種別コードに「JPY」以外を入力する場合は、小数点以下第2位まで入力することができる。	
76	価格通貨種別コード			M	通貨コード (業務コード集参照)	価格の通貨種別を通貨コードで入力する。
77	仮陸揚識別		C		仮陸揚貨物の場合は、「28」を入力する。	
78	仮陸揚事由コード			M	仮陸揚事由コード (業務コード集参照)	(1) 仮陸揚貨物の場合は、仮陸揚事由コードを入力する。 (2) 仮陸揚貨物に対して保税運送情報の登録を行う場合は、「POS」(同一本船での荷繰り)でないこと。
79	仮陸揚期間			M		(1) 仮陸揚貨物の場合は、船卸開始年月日を起算日として仮陸揚期間を日数で入力する。 (2) 「0」は入力不可。
80	運送期間開始予定日			C		(1) 仮陸揚貨物の保税運送を行う場合は、運送期間開始予定日を西暦(8桁)で入力する。 (2) 日本時間で入力する。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容														
81	運送期間終了予定日		C		(1) 仮陸揚貨物の保税運送を行う場合は、運送期間終了予定日を西暦(8桁)で入力する。 (2) 日本時間で入力する。														
82	仮陸揚貨物保税運送の運送具コード		C		仮陸揚貨物の保税運送を行う場合は、次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AIRCRAFT</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>SHIP</td> <td>1 1</td> </tr> <tr> <td>BARGE</td> <td>1 6</td> </tr> <tr> <td>RAIL EXPRESS</td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>TRUCK</td> <td>3 1</td> </tr> <tr> <td>OTHER (その他)</td> <td>1 7</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	AIRCRAFT	6	SHIP	1 1	BARGE	1 6	RAIL EXPRESS	2 5	TRUCK	3 1	OTHER (その他)	1 7
区 分	コード																		
AIRCRAFT	6																		
SHIP	1 1																		
BARGE	1 6																		
RAIL EXPRESS	2 5																		
TRUCK	3 1																		
OTHER (その他)	1 7																		
83	到着地コード		C	保税地域コード (業務コード集参照)	仮陸揚貨物の保税運送を行う場合は、到着地を保税地域コードで入力する。														
84	到着地名		C		(1) 「項番 83」の到着地コードを入力した場合は、入力不可。 (2) 「項番 83」の到着地コードを入力しなかった場合又は入力した到着地コードがNACC Sに登録されていない場合は、到着地名を必須入力とする。														
※ [85] の項目は、最大5回繰り返し入力することができる。																			
85	他法令コード		C	他法令コード (業務コード集参照)	仮陸揚貨物の保税運送を行う場合で、税関関係法令以外の他法令に該当する貨物の場合は、当該他法令に係るコードを入力する。														
86	記事		C		積荷に関する事項を必要に応じて入力する。														
87	社内整理番号		C		自社で付与する任意の番号等を入力する。														
※以下 [88] から [93] までの項目は、最大100回繰り返し入力することができる。																			
88	コンテナ番号		M		コンテナ番号を左詰めで入力する。														
※ [89] の項目は、最大6回繰り返し入力することができる。																			
89	シール番号		M		(1) コンテナのシール番号を左詰めで入力する。 (2) シールがない場合は、1欄目に「NO SEAL」と入力する。														
90	空/実入りコンテナ表示		M		「5」(Full)を入力する。														
91	コンテナサイズコード		M		コンテナのサイズをコンテナサイズコードで入力する。 1桁目: コンテナ長さコード(コード: コンテナ長さ [ft])														

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>	業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容																										
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10'</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>20'</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>40'</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>2桁目：コンテナ高さコード（コード：コンテナ高さ [ f t ] [ i n ]）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8'</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8'6''</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>9'</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>9'6''</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>&gt; 9'6''</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>4'3''</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>≤4'（その他の高さについては本コードを使用）</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	10'	1	20'	2	40'	4	その他	9	区 分	コード	8'	0	8'6''	2	9'	4	9'6''	5	> 9'6''	6	4'3''	8	≤4'（その他の高さについては本コードを使用）	9
区 分	コード																													
10'	1																													
20'	2																													
40'	4																													
その他	9																													
区 分	コード																													
8'	0																													
8'6''	2																													
9'	4																													
9'6''	5																													
> 9'6''	6																													
4'3''	8																													
≤4'（その他の高さについては本コードを使用）	9																													
92	コンテナタイプコード		M	<p>コンテナの形式（タイプ）をコンテナ形式コードで入力する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドライコンテナ</td> <td>GP</td> </tr> <tr> <td>冷凍コンテナ</td> <td>RT</td> </tr> <tr> <td>オープントップコンテナ</td> <td>UT</td> </tr> <tr> <td>フラットラックコンテナ</td> <td>PF</td> </tr> <tr> <td>プラットフォームコンテナ</td> <td>PL</td> </tr> <tr> <td>タンクコンテナ</td> <td>TN</td> </tr> <tr> <td>その他のコンテナ</td> <td>SN</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	ドライコンテナ	GP	冷凍コンテナ	RT	オープントップコンテナ	UT	フラットラックコンテナ	PF	プラットフォームコンテナ	PL	タンクコンテナ	TN	その他のコンテナ	SN										
区 分	コード																													
ドライコンテナ	GP																													
冷凍コンテナ	RT																													
オープントップコンテナ	UT																													
フラットラックコンテナ	PF																													
プラットフォームコンテナ	PL																													
タンクコンテナ	TN																													
その他のコンテナ	SN																													
93	コンテナ所有形態コード		M	<p>コンテナ所有形態について、次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Shipper supplied</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>Carrier supplied</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>Consolidator supplied</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>Deconsolidator supplied</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>Third party supplied</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	Shipper supplied	1	Carrier supplied	2	Consolidator supplied	3	Deconsolidator supplied	4	Third party supplied	5														
区 分	コード																													
Shipper supplied	1																													
Carrier supplied	2																													
Consolidator supplied	3																													
Deconsolidator supplied	4																													
Third party supplied	5																													

(※1) 各業務に対応した業務仕様書（入力項目）の項番を表示している。

なお、業務仕様書は、Advance Filing Rules web site (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>) に掲載している。

(※2) 「区分」の見方は以下のとおり。

① 「区分」の内容

区分	内容
M	必須項目
C	条件付項目
F	補完後必須項目
X	入力不可
-	入力無視

②「区分」レベル

(例)

項目名	区分	
項目A	C	
項目B		M

下位レベルの項目は上位レベルの項目の区分に従属する。

※項目Aは条件付項目であり、入力する場合としない場合がある。

項目Bは項目Aの下位レベルにある必須項目のため、項目Aの入力がある場合、項目Bは必須入力となる。

(※3) 業務コード集については、Advance Filing Rules web site (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>) に掲載している。

別紙 11 「出港日時報告 (ATD) 業務 入力項目表」

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>	業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容						
2	処理区分コード	M		次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>出港日時の訂正</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	登録	9	出港日時の訂正	5
区 分	コード									
登録	9									
出港日時の訂正	5									
3	S Pコード	C		入力不要 ※サービスプロバイダー業務を行う者が、サービスプロバイダーコード及びパスワードをNACCSに向けて送信する。						
4	船舶コード	M	信号符字 (コールサイン)	(1) 船舶の信号符字 (コールサイン) を入力する。 (2) 左詰めで入力する。						
5	航海番号	M		航海番号を入力する。						
6	船会社コード	M		本船利用船会社単位にNACCS用船会社コード(※)を入力する。 ※船会社に対してNACCSセンターが払い出すコード						
7	船積港コード	M	港コード (業務コード集の国連LOCODE (国名コードを含む) を参照)	(1) コンテナ貨物を日本に入港しようとする外国貿易船に船積みする港について、港コード (国連LOCODE 5桁) を入力する。 (2) 該当する港コード (国連LOCODE 5桁) がNACCSに登録されていない場合は、国名コード (2桁) の後に「ZZZ」を付したコードを入力する。						
8	船積港枝番	C		(1) 同一航海において同一の港に複数回寄港する場合は、枝番を入力する。 (2) 同一航海において同一の港へ2回目に寄港する場合は、「1」を入力し、3回目に寄港する場合は、「2」を入力する。以降、順次「9」まで入力することができる。 なお、寄港回数に対応する枝番と異なる枝番を入力することがないように留意すること。						
9	出港年月日	M		船積港の出港年月日を現地時間又はグリニッジ標準時により、西暦 (8桁) で入力する。						
10	出港時分	M		船積港の出港時間を現地時間又はグリニッジ標準時により、時分 (4桁) で入力する。						
11	グリニッジ標準時差分	M		(1) 「項番9」の出港年月日及び「項番10」の出港時分を現地時間で入力した場合は、現地時間とグリニッジ標準時との差分を正表示「+」又は負表示「-」を付して、時分 (4桁) で入力する。 (入力例) ① 船積港が「USLAX」の場合 現地時間                    1月10日 18:02						



項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>	業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
				グリニッジ標準時 1月11日 02:02 グリニッジ標準時差分 +0800 ② 船積港が「CNTAO」の場合 現地時間 1月11日 10:02 グリニッジ標準時 1月11日 02:02 グリニッジ標準時差分 -0800 ③ 船積港が「MMRGN」の場合 現地時間 1月11日 08:32 グリニッジ標準時 1月11日 02:02 グリニッジ標準時差分 -0630 (2) 「項番9」の出港年月日及び「項番10」の出港時 分をグリニッジ標準時で入力した場合は、「00000」 を入力する。
12	緩和措置対象地 域識別	C		緩和措置対象地域(※)から出港した場合は、「Y」を 入力する。 ※ 本文3-(3)-B及び別紙2を参照。

(※1) 各業務に対応した業務仕様書(入力項目)の項番を表示している。

なお、業務仕様書は、Advance Filing Rules web site (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>) に掲載している。

(※2) 「区分」の見方は以下のとおり。

① 「区分」の内容

区分	内容
M	必須項目
C	条件付項目
F	補完後必須項目
X	入力不可
-	入力無視

② 「区分」レベル

(例)

項目名	区分	
項目A	C	
項目B		M

下位レベルの項目は上位レベルの項目の区分に従属する。

※項目Aは条件付項目であり、入力する場合としない場合がある。

項目Bは項目Aの下位レベルにある必須項目のため、項目Aの入力がある場合、項目Bは必須入力となる。

(※3) 業務コード集については、Advance Filing Rules web site (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>) に掲載している。

別紙 12-1 「不一致情報出力項目表」(出港前報告日時 (A T D) 業務実施後配信される項目)

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>	出力コード <sup>(※3)</sup>	内容
2	船舶コード	M	信号符字 (コールサイン)	船舶の信号符字 (コールサイン) が出力される。
3	航海番号	C		航海番号が出力される。
4	船会社コード	M		N A C C S用船会社コード (※) が出力される。 ※船会社に対してN A C C Sセンターが払い出すコード
5	船積港コード	C	港コード (業務コード集の 国連 L O C O D E (国名コード含む) を参照)	船積港コードが港コード (国連 L O C O D E 5桁) で出力される。
6	船積港枝番	C		船積港枝番が出力される。
7	出港年月日	C		出港年月日が西暦 (8桁) で出力される。
8	出港時分	C		出港時間が時分 (4桁) で出力される。
9	グリニッジ標準時差分	C		(1) 現地時間とグリニッジ標準時との差分が正表示「+」又は負表示「-」及び時分 (4桁) で出力される。 (2) 出港年月日及び出港時間にグリニッジ標準時を入力した場合は、「00000」が出力される。
10	緩和措置対象地域識別	C		船舶が緩和措置対象地域から出港した場合は、「Y」が出力される。
11	船卸港コード	C	港コード (業務コード集の 国連 L O C O D E (国名コード含む) を参照)	出力されない。
12	船卸港枝番	C		出力されない。
13	入港年月日	C		出力されない。
14	オーバーフロー識別	C		(1) 出力対象 B / L が 1 0 0 件を超える場合は、「Y」が出力される。 (2) 「Y」が出力された場合は、出力されていない B / L が存在するため、出港前報告一覧照会 ( I M L ) 業務を利用して確認すること。
※以下 [15] から [21] までの項目は、最大 100 回繰り返し出力される。				
15	B / L 番号	M		(1) B / L 番号が昇順で出力される。 (2) 不一致と判定された B / L 番号のみ出力される。
16	不一致識別 (ハウス B / L 未登録)	C		マスター B / L に対してハウス B / L の登録がない場合は、「H」が出力される。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>	出力コード <sup>(※3)</sup>	内容
17	不一致識別 (マスターB/L未登録)	C		ハウスB/Lに関連付けが行われているマスターB/Lに対して、出港前報告(AMR)業務が行われていない場合は、「M」が出力される。
18	不一致識別 (船舶情報不一致)	C		関連付けが行われているマスターB/L及びハウスB/Lの船舶情報が異なる場合は、「S」が出力される。
19	不一致識別 (報告期限超過)	C		報告期限を超過している場合は、「T」が出力される。
20	不一致識別 (出港前報告未済)	C		出力されない。
21	不一致識別 (出港日時報告未済)	C		出力されない。

(※1) 各業務に対応した業務仕様書(出力項目)の項番を表示している。

なお、業務仕様書は、Advance Filing Rules web site (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>) に掲載している。

(※2) 「区分」の見方は以下のとおり。

①「区分」の内容

区分	内容
M	必須項目
C	条件付項目
X	出力されない項目

②「区分」レベル

(例)

項目名	区分	
項目A	C	
項目B		M

下位レベルの項目は上位レベルの項目の区分に従属する。

上位レベル項目があり、下位レベル項目M(必須項目)の場合、出力必須となる。

(※3) 業務コード集については、Advance Filing Rules web site (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>) に掲載している。

別紙 12-2 「不一致情報出力項目表」(積荷目録提出 (DMF) 業務実施後配信される項目)

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>	出力コード <sup>(※3)</sup>	内容
2	船舶コード	M	信号符字 (コールサイン)	船舶の信号符字 (コールサイン) が出力される。
3	航海番号	C		積荷目録情報登録 (MFR) 業務で当該項目を入力した場合に限り航海番号が出力される。
4	船会社コード	M		NACCS用船会社コード (※) が出力される。 ※船会社に対してNACCSセンターが払い出すコード
5	船積港コード	C	港コード (業務コード集の 国連LOCODE (国名コード含む) を参照)	出力されない。
6	船積港枝番	C		出力されない。
7	出港年月日	C		出力されない。
8	出港時分	C		出力されない。
9	グリニッジ標準時差分	C		出力されない。
10	緩和措置対象地域識別	C		出力されない。
11	船卸港コード	C	港コード (業務コード集の 国連LOCODE (国名コード含む) を参照)	船卸港コードが国連LOCODE (5桁) で出力される。
12	船卸港枝番	C		船卸港枝番が出力される。
13	入港年月日	C		入港年月日が出力される。
14	オーバーフロー識別	C		(1) 出力対象B/Lが100件を超える場合は、「Y」が出力される。 (2) 「Y」が出力された場合は、出力されていないB/Lが存在するため、IML業務又は積荷目録状況照会 (IMI) 業務を利用して確認すること。
※以下 [15] から [21] までの項目は、最大 100 回繰り返し出力される。				
15	B/L番号	M		(1) B/L番号が昇順で出力される。 (2) 不一致と判定されたB/L番号のみ出力される。
16	不一致識別 (ハウスB/L未登録)	C		出力されない。
17	不一致識別 (マスターB/L未登録)	C		出力されない。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>	出力コード <sup>(※3)</sup>	内容
18	不一致識別 (船舶情報不一致)	C		出力されない。
19	不一致識別 (報告期限超過)	C		出力されない。
20	不一致識別 (出港前報告未済)	C		AMR業務が行われていない場合は、「A」が出力される。
21	不一致識別 (出港日時報告未済)	C		ATD業務が行われていない場合は、「D」が出力される。

(※1) 各業務に対応した業務仕様書（出力項目）の項番を表示している。

なお、業務仕様書は、Advance Filing Rules web site (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>) に掲載している。

(※2) 「区分」の見方は以下のとおり。

①「区分」の内容

区分	内容
M	必須項目
C	条件付項目
X	出力されない項目

②「区分」レベル

(例)

項目名	区分	
項目A	C	
項目B		M

下位レベルの項目は上位レベルの項目の区分に従属する。

上位レベル項目があり、下位レベル項目M（必須項目）の場合、出力必須となる。

(※3) 業務コード集については、Advance Filing Rules web site (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>) に掲載している。

Discrepancy Information of Advance Filing

Vessel XXXXXXXXE Voyage Number XXXXXXXXE Carrier XXXE Port of Loading XXXE - X  
 Date of Departure yyyy/MM/dd - hh:mm Difference from GMT XXXXE Relaxed Application Area X  
 Port of Discharge XXXE - X Date of Arrival yyyy/MM/dd Overflow X

B/L Number	Discrepancy Identifier					
	No Relevant HouseB/L	No Relevant MasterB/L	Discrepant Vessel Information	Incorrect Reporting Time	Incomplete Advance Filing	Incomplete Departure Time Resist
1	X	X	X	X	X	X
2	X	X	X	X	X	X
3	X	X	X	X	X	X
4	X	X	X	X	X	X
5	X	X	X	X	X	X
6	X	X	X	X	X	X
7	X	X	X	X	X	X
8	X	X	X	X	X	X
9	X	X	X	X	X	X
10	X	X	X	X	X	X
11	X	X	X	X	X	X
12	X	X	X	X	X	X
13	X	X	X	X	X	X
14	X	X	X	X	X	X
15	X	X	X	X	X	X
16	X	X	X	X	X	X
17	X	X	X	X	X	X
18	X	X	X	X	X	X
19	X	X	X	X	X	X
20	X	X	X	X	X	X
21	X	X	X	X	X	X
22	X	X	X	X	X	X
23	X	X	X	X	X	X
24	X	X	X	X	X	X
25	X	X	X	X	X	X
26	X	X	X	X	X	X
27	X	X	X	X	X	X
28	X	X	X	X	X	X
29	X	X	X	X	X	X
30	X	X	X	X	X	X
31	X	X	X	X	X	X
32	X	X	X	X	X	X
33	X	X	X	X	X	X
34	X	X	X	X	X	X
35	X	X	X	X	X	X
36	X	X	X	X	X	X
37	X	X	X	X	X	X
38	X	X	X	X	X	X
39	X	X	X	X	X	X
40	X	X	X	X	X	X
41	X	X	X	X	X	X
42	X	X	X	X	X	X
43	X	X	X	X	X	X
44	X	X	X	X	X	X
45	X	X	X	X	X	X
46	X	X	X	X	X	X
47	X	X	X	X	X	X
48	X	X	X	X	X	X
49	X	X	X	X	X	X
50	X	X	X	X	X	X

## 別紙 14 「事前通知 出力項目表」

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>	出力コード <sup>(※3)</sup>	内容
2	B/L番号	M		リスク分析結果事前通知の対象となるB/L番号が出力される。
3	マスターB/L番号	C		「項番2」のB/L番号がハウスB/Lの場合は、関連付けが行われているマスターB/L番号が出力される。
4	事前通知コード	M		以下のコードが出力される。 ※ 各コードの内容については、別紙4を参照。 ① HLD ② DNL ③ DNU ④ SPD
5	事前通知件名	C		税関からの通知件名が出力される。
6	管轄官署コード	M		貨物の船卸港を管轄する税関官署が税関官署コードで出力される。
7	管轄官署名	M		「項番6」で出力される管轄官署コードに対する税関官署名が出力される。
8	船舶コード	M	信号符字(コールサイン)	船舶の信号符字(コールサイン)が出力される。
9	積載船名	M		積載船名が出力される。
10	航海番号	C		航海番号が出力される。
11	船会社コード	M		NACCS用船会社コード(※)が出力される。 ※船会社に対してNACCSセンターが払い出すコード
12	出港前報告年月日	C		出港前報告が行われている場合は、出港前報告年月日が西暦(8桁)で出力される。
13	出港前報告時刻	C		出港前報告が行われている場合は、出港前報告時刻が時分(4桁)で出力される。
14	出港年月日	C		出港日時報告(ATD)業務が行われている場合は、日本時間に換算された出港年月日が西暦(8桁)で出力される。
15	出港時刻	C		ATD業務が行われている場合は、日本時間に換算された出港時刻が時分(4桁)で出力される。
16	通知(指示)内容	C		税関からの具体的な通知(指示)内容が出力される。
17	連絡先名称	M		税関の連絡先名称が出力される。
19	連絡先電話番号	M		税関の連絡先電話番号が出力される。
20	連絡先FAX番号	M		税関の連絡先FAX番号が出力される。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>	出力コード <sup>(※3)</sup>	内容
21	連絡先メールアドレス	M		<p>(1) 税関の連絡先メールアドレスが出力される。</p> <p>(2) 英字は全て英大文字で出力されるため、出力されたメールアドレスに対してメールを送信する場合は、全て英小文字に変換する必要がある。</p> <p>(例)</p> <p>「JAPAN-CUSTOMS@CUSTOMS.GO.JP」が出力された場合は、メール送信時に「japan-customs@customs.go.jp」と変換し送信する。</p>

(※1) 各業務に対応した業務仕様書（出力項目）の項番を表示している。

なお、業務仕様書は、Advance Filing Rules web site (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>) に掲載している。

(※2) 「区分」の見方は以下のとおり。

① 「区分」の内容

区分	内容
M	必須項目
C	条件付項目
X	出力されない項目

② 「区分」レベル

(例)

項目名	区分	
項目A	C	
項目B		M

下位レベルの項目は上位レベルの項目の区分に従属する。

上位レベル項目があり、下位レベル項目M（必須項目）の場合、出力必須となる。

(※3) 業務コード集については、Advance Filing Rules web site (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>) に掲載している。



Advance Notice of Risk Assessment Result (XXE)

B/L Number XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
Master B/L Number XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

Notification Code XXE

Subject XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXX7
XXXXXXXXX8XXXXXXXXX9XXXXXXXXX0XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4
XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXX7XXXXXXXXX8XXXXXXXXX9XXXXXXXXX0XXXXXXXXXE

Jurisdictional Customs Office XE - XXXXXXXXE

Vessel XXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

Voyage Number XXXXXXXE Carrier XXXE

Date of Advance Cargo Information Registration
yyyy/MM/dd - hh:mm

Date of Departure
yyyy/MM/dd - hh:mm

Details of Notifications (Directions)

XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7
XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4
XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXXXE
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7
XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4
XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXXXE
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7
XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4
XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXXXE
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7
XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4
XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXXXE
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7
XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4
XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXXXE
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7
XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4
XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXXXE
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7
XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4
XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXXXE

<Contact>

Name XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE
XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXX7
XXXXXXXXX8XXXXXXXXX9XXXXXXXXX0XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXXE
Telephone XXXXXXXX1XXXXE FAX XXXXXXXX1XXXXE
E-mail XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE

If e-mail address is used to send an e-mail, e-mail address output in capital letters
should be uncapitalized.

(Example)
In case "JAPAN-CUSTOMS@CUSTOMS.GO.JP" is output, e-mail address need to be converted to
"japan-customs@customs.go.jp" to send an e-mail.

Cancellation of Risk Assessment Notice (XXE)

B/L Number XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

Master B/L Number XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

Notification Code XXE

Subject XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXX7  
XXXXXXXXX8XXXXXXXXX9XXXXXXXXX0XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4  
XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXX7XXXXXXXXX8XXXXXXXXX9XXXXXXXXX0XXXXXXXXXE

Jurisdictional Customs Office XE - XXXXXXXXE

Vessel XXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

Voyage Number XXXXXXXXE Carrier XXXE

Date of Advance Cargo Information Registration  
yyyy/MM/dd - hh:mm

Date of Departure  
yyyy/MM/dd - hh:mm

Details of Notifications (Directions)

XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7  
XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4  
XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXXXE  
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7  
XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4  
XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXXXE  
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7  
XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4  
XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXXXE  
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7  
XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4  
XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXXXE  
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7  
XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4  
XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXXXE  
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7  
XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4  
XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXXXE  
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7  
XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4  
XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXXXE

<Contact>

Name XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE  
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7  
XXXXXXXX8XXXXXXXX9XXXXXXXX0XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXXXE

Telephone XXXXXXXX1XXXXE FAX XXXXXXXX1XXXXE

E-mail XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE

If e-mail address is used to send an e-mail, e-mail address output in capital letters should be uncapitalized.

(Example)

In case "JAPAN-CUSTOMS@CUSTOMS.GO.JP" is output, e-mail address need to be converted to "japan-customs@customs.go.jp" to send an e-mail.

別紙 17 「船卸許可申請（DNC）業務 入力項目表」

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>		業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
2	処理区分コード	M			<p>【船卸許可申請（DNC11）業務を利用した場合】 DNC11 業務で入力した処理区分コードが出力される。</p> <p>-----</p> <p>【船卸許可申請（DNC11）業務を利用しない場合】 「9」を入力する。</p>
3	船舶コード	M		信号符字（コールサイン）	<p>【DNC11 業務を利用した場合】 DNC11 業務で入力した信号符字（コールサイン）が出力される。</p> <p>-----</p> <p>【DNC11 業務を利用しない場合】 （1）船舶の信号符字（コールサイン）を入力する。 （2）左詰めで入力する。</p>
4	航海番号	M			<p>【DNC11 業務を利用した場合】 DNC11 業務で入力した航海番号が出力される。</p> <p>-----</p> <p>【DNC11 業務を利用しない場合】 航海番号を入力する。</p>
5	船会社コード	M			<p>【DNC11 業務を利用した場合】 DNC11 業務で入力した船会社コード（※）が出力される。 ※船会社に対してNACCSセンターが払い出すコード</p> <p>-----</p> <p>【DNC11 業務を利用しない場合】 NACCS用船会社コードを入力する。</p>
6	船卸港コード	M		港コード （業務コード集の国連LOCODE（国名コードを含む）を参照）	<p>【DNC11 業務を利用した場合】 DNC11 業務で入力した船卸港コードが出力される。</p> <p>-----</p> <p>【DNC11 業務を利用しない場合】 船卸港（仮陸揚を行う場合は仮陸揚港）について、港コード（国連LOCODE 5桁）を入力する。</p>
7	入港（予定）年月日	M			<p>【DNC11 業務を利用した場合】 （1）船卸港への入港予定年月日を西暦（8桁）で入力する。 （2）日本時間で入力する。</p> <p>-----</p> <p>【DNC11 業務を利用しない場合】 （1）船卸港への入港予定年月日を西暦（8桁）で入力する。 （2）日本時間で入力する。</p>
8	入港（予定）時刻	M			<p>【DNC11 業務を利用した場合】 （1）船卸港への入港予定時刻を時分（4桁）で入力する。 （2）日本時間で入力する。</p>

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>	業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
				<p><b>【DNC11 業務を利用しない場合】</b></p> <p>(1) 船卸港への入港予定時刻を時分（4桁）で入力する。</p> <p>(2) 日本時間で入力する。</p>
9	船卸期間開始年月日	M		<p><b>【DNC11 業務を利用した場合】</b></p> <p>(1) 船卸しを開始する日を西暦（8桁）で入力する。</p> <p>(2) 日本時間で入力する。</p> <hr/> <p><b>【DNC11 業務を利用しない場合】</b></p> <p>(1) 船卸しを開始する日を西暦（8桁）で入力する。</p> <p>(2) 日本時間で入力する。</p>
10	船卸期間開始時刻	C		<p><b>【DNC11 業務を利用した場合】</b></p> <p>(1) 船卸しを開始する時間を時分（4桁）で入力する。</p> <p>(2) 日本時間で入力する。</p> <hr/> <p><b>【DNC11 業務を利用しない場合】</b></p> <p>(1) 船卸しを開始する時間を時分（4桁）で入力する。</p> <p>(2) 日本時間で入力する。</p>
11	船卸期間終了年月日	M		<p><b>【DNC11 業務を利用した場合】</b></p> <p>(1) 船卸しが終了する日を西暦（8桁）で入力する。</p> <p>(2) 日本時間で入力する。</p> <hr/> <p><b>【DNC11 業務を利用しない場合】</b></p> <p>(1) 船卸しが終了する日を西暦（8桁）で入力する。</p> <p>(2) 日本時間で入力する。</p>
12	船卸期間終了時刻	C		<p><b>【DNC11 業務を利用した場合】</b></p> <p>(1) 「項番 10」の船卸期間開始時刻を入力した場合は、船卸しが終了する時間を時分（4桁）で必須入力する。</p> <p>(2) 日本時間で入力する。</p> <hr/> <p><b>【DNC11 業務を利用しない場合】</b></p> <p>(1) 「項番 10」の船卸期間開始時刻を入力した場合は、船卸しが終了する時間を時分（4桁）で必須入力する。</p> <p>(2) 日本時間で入力する。</p>

※「13」の項目は、最大2回繰り返し入力することができる。

項番 <sup>(※1)</sup>	項目名	区分 <sup>(※2)</sup>	業務コード <sup>(※3)</sup>	内 容
13	通知先コード	C	利用者コード (※) ※NACCSセンターと 利用契約を締結する際に 払い出される、利用者を特 定するためのコード。本文 4-(3)の申請者IDと は異なるので留意するこ と。	<b>【DNC11 業務を利用した場合】</b> 船卸許可申請控情報及び船卸許可通知情報を他 の利用者にも通知する必要がある場合は、当該利 用者の利用者コードを入力する。 ----- <b>【DNC11 業務を利用しない場合】</b> 船卸許可申請控情報及び船卸許可通知情報を他 の利用者にも通知する必要がある場合は、当該利 用者の利用者コードを入力する。
※以下 [14] 及び [15] の項目は、最大 100 回繰り返し入力することができる。				
14	処理識別	C		<b>【DNC11 業務を利用した場合】</b> 「項番 15」に出力されたB/L番号に対して船 卸許可申請を行わない場合は、「X」（申請対象 外）を入力する。 ----- <b>【DNC11 業務を利用しない場合】</b> 入力を要しない。
15	B/L番号	M		<b>【DNC11 業務を利用した場合】</b> 税関により事前通知コード(SPD)の登録が行 われたB/L番号が出力される。 ----- <b>【DNC11 業務を利用しない場合】</b> 船卸許可申請を行うB/L番号を入力する。

(※1) 各業務に対応した業務仕様書（入力項目）の項番を表示している。

なお、業務仕様書は、Advance Filing Rules web site (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>) に掲載している。

(※2) 「区分」の見方は以下のとおり。

① 「区分」の内容

区分	内容
M	必須項目
C	条件付項目
F	補完後必須項目
X	入力不可
-	入力無視

② 「区分」レベル

(例)

項目名	区分
項目 A	C
項目 B	M

下位レベルの項目は上位レベルの項目の区分に従属する。

※項目 A は条件付項目であり、入力する場合としない場合がある。

項目 B は項目 A の下位レベルにある必須項目のため、項目 A の入力がある場合、項目 B は必須入力となる。

(※3) 業務コード集については、Advance Filing Rules web site (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>) に掲載している。